

令和5年

# 文教委員会会議録

とき 令和5年11月28日

品川区議会

令和5年 品川区議会文教委員会

日 時 令和5年11月28日（火） 午前10時07分～午後2時32分

場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員	委員長	つる 伸一郎 君	副委員長	吉田 ゆみこ 君
	委員	高橋 伸明 君	委員	せお 麻里 君
	委員	ゆきた 政春 君	委員	安藤 たい作 君
	委員	高橋 しんじ 君	委員	石田 しんご 君

欠席委員 なし

出席説明員	伊 崎 教 育 長	米 田 教 育 次 長
	宮 尾 庶 務 課 長	森 学 校 施 設 担 当 課 長
	柏 木 学 務 課 長	中 谷 指 導 課 長
	丸谷教育総合支援センター長	唐澤特別支援教育担当課長
	吉田品川図書館長	柏原子ども未来部長
	藤村子ども育成課長	染谷子ども家庭支援センター長
	長谷川児童相談所開設準備課長	飛田子育て応援課長
	立木保育課長	今井保育教育運営担当課長
	石井保育支援課長	

○午前10時07分開会

## ○つる委員長

ただいまから文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、議案審査、報告事項およびその他を予定しております。

また、委員会終了後に、先月実施いたしました行政視察の報告会も予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は1名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

---

## 1 議案審査

(1) 第101号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(2) 第102号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

## ○つる委員長

それでは、予定表1の議案審査を行います。

初めに、(1)第101号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、(2)第102号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の2議案を議題に供します。

これら2議案につきましては、関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

## ○中谷指導課長

それでは私から、第101号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第102号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明を申し上げます。資料をご覧くださいと存じます。

両案は、令和5年10月11日に行われました特別区人事委員会勧告を踏まえまして、学校教育職員、区固有教員および幼稚園教育職員の給与に関し、所要の改正を行うものであります。そのほかの区の職員全体に関わる部分、また勧告制度の仕組み等につきましては、総務委員会での審査となります。

改正内容といたしましては、まず1の給料表でございますが、学校教育職員、区固有教員につきましては、前回の文教委員会でご説明させていただきましたとおり、特別区人事委員会勧告に基づき、東京都人事委員会勧告に沿った改正を行うこととし、公民較差分、給与月額3,569円、率にして0.88%の解消を図るため、初任層、つまり初任給・若年層に重点を置きつつ、全級・全号給の引上げ改定を行うものでございます。

次に、幼稚園教育職員につきましても、特別区人事委員会勧告に基づき、公民較差分、給与月額3,722円、率にして0.98%の解消を図るため、初任給・若年層に重点を置きつつ、全級・全号給の引上げ改定を行うものでございます。

続きまして、2の特別給の年間支給月数の改定でございます。こちらにつきましても、区固有教員および幼稚園教育職員に共通するものでございますが、特別区人事委員会勧告に基づき、特別給の年間支給月数を現行の4.55月から4.65月に0.1月分引き上げるものであります。今回引上げ分につきましては、民間の支給状況を勘案しまして、一般職員は全て勤勉手当に割り当てることとし、管理職員は期末手当および勤勉手当に均等に配分することとしております。1枚目下段が一般職員、ページをお

めぐりいただきまして裏面上段が管理職のものとなります。

また、Ⅱをご覧ください。令和5年度の特別給引上げ分につきましては12月に支給することとなりますが、令和6年度からは期末および勤勉手当の6月・12月期がそれぞれ均等になるように配分いたします。こちらにつきましても、一般職員、管理職員、それぞれをお示しさせていただいております。

最後に、同条例の施行日につきまして、令和5年度の月例給および特別給の改定については、公布の日から施行することとします。令和6年度の特別給の均等配分につきましては、令和6年4月1日から施行いたします。なお、ご参考といたしまして、区固有教員と幼稚園教育職員のそれぞれの給料表の新旧対照表について、資料後半に載せさせていただいております。

#### ○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○安藤委員

勤勉手当というのはどういう手当なのか、改めてご説明いただきたいのと、あと今回、一般職の特別給の改正というのは、全て勤勉手当に割り当てるということでしたけれども、その理由ももう少し伺いたいと思います。

#### ○中谷指導課長

勤勉手当についてですけれども、職員の職務成績に応じて支給される給与となっております、期末手当と並んで、民間における賞与等の特別給に相当するもので、かつ、そのうち成績査定分に相当するものとなっております。今回、一般職員につきまして勤勉手当に割り当てるところですけれども、こちらは、民間の支給状況と比較ということにおいて割り当てるところで、一般職員は勤勉手当に割り当てるといような結論となったものでございます。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。よろしいですね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

#### ○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず第101号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

#### ○せお委員

賛成です。

#### ○ゆきた委員

賛成です。

#### ○吉田副委員長

賛成いたします。

#### ○安藤委員

労使で妥結しているということもありますし、賛成でございます。

#### ○高橋（し）委員

賛成です。

○石田（し）委員

賛成です。

○つる委員長

それでは、これより第101号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第102号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○せお委員

賛成です。

○ゆきた委員

賛成です。

○吉田副委員長

賛成いたします。

○安藤委員

第101号と同じく、賛成です。

○高橋（し）委員

賛成します。

○石田（し）委員

賛成です。

○つる委員長

それでは、これより第102号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

---

2 報告事項

(1) 第3回～第5回品川区学事制度審議会の実施報告について

○つる委員長

次に、予定表2の報告事項を聴取いたします。

(1)第3回～第5回品川区学事制度審議会の実施報告についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○柏木学務課長

それでは、第3回～第5回品川区学事制度審議会の実施報告について、説明をさせていただきます。  
各回の開催日時および場所につきましては、記載のとおりでございます。

次に、実施の概要でございます。第3回では主に就学人口増に関する対応について、第4回では第3回の審議の続きと中間答申について、第5回では主に中間答申について、審議いたしました。第5回の審議会の審議結果を受けまして、現在、中間答申の最終調整をしております。

さらに、パブリックコメントについてでございます。パブリックコメントは、12月12日から来年の1月10日までの30日間、実施いたします。パブリックコメントの公表の場所は記載のとおりでございます。なお、記載はございませんが、パブリックコメントの意見等の受付は、区のホームページに意見投稿フォームというものを作りますので、そちらから、それと教育委員会の学務課で受付を致します。なお、学務課での受付方法でございますが、こちらは意見についてお持ちいただくか、郵送いただくか、またはファクスで送信いただくということになります。

パブリックコメントで頂いた意見等を踏まえまして、今後、審議会ですらなる議論を進め、来年3月の最終答申を行う予定でございます。

#### ○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○安藤委員

前提として、パブリックコメント前の文教委員会の報告だと思っておりますけれども、パブリックコメントにかける内容が全く示されていないというところで、審議会の内容も確認しようと思ったのですが、第3回までしかホームページに出ていない。議事録要旨もまだアップされていないということで、どうなのかという。後ほど、保育園のあり方の基本方針のご報告があるようですが、この内容の是非は置いておいて、こちらはパブリックコメントにかける基本方針素案そのものが、しっかり委員会に報告した上でパブリックコメントに臨むという意味では随分違うと思っておりますけれども、議会への報告としては、あまりに不十分なのではないでしょうか。議会を軽視していると言われても仕方がないと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

#### ○柏木学務課長

パブリックコメントでございますが、中間答申については現在、最終調整をしているというところで、文言の表現の修正等を今実際行っているところですので、現段階ではお示しできないということでございます。特に議会軽視ということで行っているものではございませんので、そこはご了解いただきたいと思っております。

#### ○安藤委員

だから、かなり資料が不十分なので、時期的にもいまいなのかもしれないので、必死に質疑で追いかけていくしかないわけですが、もう少し、審議するのであれば材料を提供していただかないと、こちらとしてもやりようがないといえますか、議会の監視のしようもないと思っておりますので、今後ぜひ意識してもらいたいと思っております。

それで、「検討が必要となる学校の再確認」というような文言がありますけれども、検討が必要となる学校とはどこなのでしょうか、伺いたいと思っております。当該の検討が必要となる学校の当該校の関係者というのは、審議会のメンバーの中に全て参加されているのでしょうか、伺いたいと思っております。それと、中間答申の案を作成するに当たって、当該学校の学区の地域からの声や意見はどのように聞いたので

しょうか、伺いたいと思います。

#### ○柏木学務課長

まず当該学校の学校運営ですけれども、具体的な学校名については発言を差し控えさせていただきます。

それと、当該学校の関係者が入っているか、あと意見聴取もございますけれども、まず審議としまして、当該学校は地域を決めて審議いたしましたけれども、それが区全体に照らしたときにはどうなるかということになりますので、審議会のメンバーとしては、地域を限定した委員というのは、特に構成のときにはそういう形では構成はしてございません。それと、地域の意見聴取でございますが、メンバーの委員の中に地域の代表等が入っておりますので、そちらから意見等は頂いてございます。

#### ○安藤委員

となると、中間答申というものに行く中には、検討が必要となる学校の名前というのは一切入っていないということによろしいのか、伺いたいと思います。それだと、何に対してパブリックコメントで区民の意見を聞くのでしょうかという感じなのですけれども、その辺を伺いたいのと、やはり学区の問題というのは本当に、第1回の審議会でも委員から、学校というのは、卒業した地元の人にとって特別なささみみたいなものであると、周りに住んでいる人の思いもくみながら議論を進めることが重要だというふうに意見が出ているのですけれども、そういった意味では、今のご答弁ですと、直接、当該学校、検討が必要となる学校も明かさない。明かさない以上は、検討が必要な学校の地域の意見を聞いているかどうか分からないということになってしまうのですけれども、それでいいのでしょうか、伺いたいと思います。

#### ○柏木学務課長

答申に具体的な学校名が出るかということでございますが、学校ごとに学級数の状況については資料として出す予定でございます。

それと、地域等の意見等でございます。あくまで審議会では、品川区全体の、こういう場合についてどういう方策を取るかという審議の場になりますので、区全体としての考え方として、町会の代表等にも出ていただいておりますので、そちらから意見聴取をしているということになります。

#### ○安藤委員

私は非常に、今のお話なども伺うと、審議会をやっているのはいいのですけれども、何というのでしょうか、実質、一番大きな影響を受ける地域の意見を組み入れることができる会議体になっているのでしょうかと、すごく思います。審議会のメンバーの方も大変でしょうし、そう思います。

結局、前回の資料ですと、この後8回なのです。それで、もう5回までやっているので、パブリックコメントを実施した後に、来年1月から2月に、パブリックコメントを検討・考慮した具体的方策の検討、それで答申ということなので、答申のときに1回かかるので、あと2回しかないわけです。それで、パブリックコメントが終わった後に初めて、影響する地域というのを具体名で出すということになったら、何のためのパブリックコメントなのかというのを、まず1点伺いたい。

そしてもう一つは、どうやって具体的に影響がある地域の方の声を伺うのですか。伺うつもりがあるのでしょうかというふうに私は思うのですけれども、あまりに不十分といいますか、それだと進め方としても問題があるのではないですか。地域から相当、ハレーションが起こるのではないのでしょうか。どうでしょうか。

#### ○柏木学務課長

繰り返しになる部分がございますが、あくまでも学事制度審議会につきましては、区全体の受入れ体制の確保または学校改築について諮問を頂いた内容について審議する場所でございます。その審議について、今回、中間答申について、パブリックコメントをするということで、最終的には、最終的な答申を受けまして、教育委員会で個別的な制度設計をしていくということになりますので、あくまでも学事制度審議会では、繰り返しになりますが、区全体の方策についてご提案いただくということになります。

それと、地域の声でございますが、こちらも一部、繰り返しになりますが、審議会でも、地域の代表等も入っていますので、そこで受けてございます。また、最終的な答申を受けまして制度設計をするときには、また個別の地域等とはお話をさせていただきたいと考えてございます。

#### ○安藤委員

地域と共にある学校というのは、私はかけ離れているのではないかと、外堀を埋めてから、最後に地域に説明としか聞こえないです。伺いたいのは、つまり中間答申のみならず、答申にも、ではどこの学校をこういうふうにしますという学校の変更案が出てこないということなのか、確認させてください。

それと併せて、第2回では委員から、学校の新設も含めて検討するのかという質問が出ていたのですが、私も必要な検討材料の一つなのではないかと思うのですが、検討の俎上には上ったのかどうかも併せて伺います。

#### ○柏木学務課長

答申に個別的な学校の具体策というのが出るのかという、こちら繰り返しになりますが、区全体としての、こういうときにはこういう方策等を検討したらどうかということですので、個別的にこの学校を答申でこうなさいというものは出てこないと考えてございます。

それと、新設の学校につきましても、委員からそういう声もございましたので、審議会の中では検討はしてございます。

#### ○安藤委員

そろそろ終わりにしますが、そうですね。だから、結局、答申にもそういうことを書かないで、最後、教育委員会の任意みたいな感じになってしまっているようにしか聞こえないので、それは私は進め方としては、これだけ大きな影響を受ける地域にとっても、地域コミュニティの核の学校なわけですからどうなのかと、私は問題があるのではないかと思います。

あと、委員から第3回審議会でも、開発の抑制に関する件について意見が出たとありますが、どのような意見だったのでしょうか。結構、先日の「クローズアップ現代」等でも再開発の問題が取り上げられていまして、人口増加でインフラが追いつかない。小学校の児童数が急増して、教室が足りなくなって、校庭の一角に仮設校舎を建てたものの、今度は校庭が狭くなって、昼休みに校庭で遊ぶ学年を分けているみたいな実態も、かなり生々しく紹介されていたのです。それは埼玉県の話だったのですが、どのような意見だったのでしょうか。こういう事例というのは、行き当たりばったりのまちづくりという点でも問題があるし、何よりも子どもの教育環境に直結するものだと私は思ったのです。他人事ではないのだと思うのですが、それはいかがでしょうかということ。

それと最後に、パブリックコメントに当たって、やはりまず住民説明会というのは開催が、意見を聞くためには、区が意見を寄せてほしい案について、まずよく説明する必要があります。案に対して理解がなければ、意見の出しようもないので、やはり、区の姿勢を示す意味でも、住民説明会の開催は私は必要不可欠だと思うのですが、それも併せて伺います。



#### ○柏木学務課長

1つ目、再開発の抑制等の件でございますが、委員からある自治体を例にして、そういうことは品川区で可能かというお話は、意見としては出てございます。

それと、中間答申の説明会でございますが、実施する予定はございません。

#### ○安藤委員

なぜ実施する予定がないのかというのを教えてもらいたいのと、あと私は先ほど、まちづくりの点では、そういう意見が出たわけではないですか。やはり教育環境に直結する問題だから言っているわけです。だから私は、他人事ではないのではないですかと言ったので、そこについても教育委員会のお考えを伺いたいと思います。

#### ○柏木学務課長

まず説明会の件でございますけれども、中間答申は区全体のことで分かりやすく示してございますので、ご覧いただければ、説明会等なくてもご理解いただけるのではないかと考えてございます。

それと、再開発等の抑制につきましてはご意見が出ましたので、区の中で、それは可能なのか、また、ほかの方法等もあるのかは審議はしてございます。内容につきましては、中間答申でも一部触れる予定でございますので、そちらをご覧いただければと思います。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。

#### ○ゆきた委員

7月4日の文教委員会で、品川区学事制度審議会の設置についてご報告があったと思われませんが、この審議期間を経て目指す方向性が2点示されたと思います。令和6年度当初から、通学区域を具体的にどう設計していくか進めていくということと、令和7年度から新制度の適用の開始を目指すことの2つが示されたと思いますが、ここでお聞きしたいのですが、よく地域からの声で上がっているのが、例えばなのですけれども、勝島に住んでいる方々が、どうして八潮学園ではなくて、通学に危険な第一京浜を越えて浜川小学校まで行かなくてはいけないのかという声が上がってきています。私が相談を受けた方は、直接、品川区のホームページ上の、区政に関するご意見に声を上げていくと話をされていましたが、区全体の通学区域の設計について区民の声がどう反映されていくのか、区全体の方策として今後の方向性など、お示しできる範囲で教えていただければと思います。

#### ○柏木学務課長

勝島に限らずですけれども、通学区域の件については、区民の声や学務課へのお問い合わせという形で幾つか頂いてございます。基本的な考え方でございますが、通学区域につきましては、基本はこれまで、特に小学校ですけれども、これまでの地域との関係等もございまして、基本的には変更しない、できればたくないというのが正直なところでございます。ただ、今回につきましては、品川区の就学人口が大幅に増えてきているという部分で、今回、学事制度審議会を設置し、改めて児童・生徒の安定的な受入れについて審議をしているところでございます。

区民の声の反映でございますが、すぐできるもの、できないものが、正直でございますので、そういうご意見を頂いているということについては、いろいろな場でその部分も含めて検討し、区民の声等には回答させていただいているところでございますが、正直、通学区域を変更するというのは、地域との関係もございまして、なかなか厳しいというところをご理解いただければと思います。

### ○ゆきた委員

難しい課題が様々あると思いますが、1つでも多くの区民の方々の声を反映できるように審議・検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。

### ○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

### ○吉田副委員長

私もパブリックコメントということについては、パブリックコメントは本当に重要な制度だと思えますけれども、では、そのパブリックコメントを、どこを読んで判断して、考えて書くという、かなり区民にとっては、文章に自分の考えをきちんと表すという意味では、あらかじめ資料がないと、なかなか厳しいというのは感じるところです。

私たち生活者ネットワークとしてはずっと、パブリックコメントがあったら、もう近隣の方には、パブリックコメントがあるから、ぜひ区民の声として出してくださいとお伝えしているのです。それで、やはり区としてもパブリックコメントを募集する以上、たくさん意見が来ることを想定しているに違いないということでは、区民がきちんと政治に関心を持って参加しているということを示すためにも、ぜひ出してくださいと、いろいろな方に呼びかけております。ただ、今回、特に、意見を何とか出してくださいという、その意見の基となる資料が少ないのではないかと感じております。

学事制度審議会の議事録要旨は公開されているので、これを見てください、それを頼りにみんな意見を書いてくださいということなのですが、なかなか要旨もあまりに要旨過ぎて、もう少し、委員からどのような意見が出たかが記載されていない。要旨をまとめるというのもなかなか大変なことだと思うので、むしろ発言録みたいな形で出していただいたほうが、それぞれの委員の思いも伝わって、いいのではないかとと思うのですが、いかがでしょう。例えば、障害者関係のあれは結構きちんとチェックするのですが、出るのがすごく遅いという課題はどこも同じであるのですが、でも本当に、一人一人の発言の内容については、発言どおり出されているように思います。傍聴もしていますので、大体これは合っているということも判断できるのですが、学事制度審議会について、要旨であって発言録にはならないという理由が何かあったら教えていただきたいと思います。区民にとっては、こういうところに参加している方がどういう発言をしていらっしゃるかは、特に学齢期のお子さんをお持ちの保護者にとってはとても関心が高いのではないかとと思うのですが、その辺はいかがでしょう。

### ○柏木学務課長

発言録等の公表でござりますが、発言録ですと、発言された方が特定されてしまうという部分で、審議で自由闊達なご意見等を本当に今頂いているところでござりますので、そういう部分が制限されてしまうおそれがござりますので、現状では発言録については公表する予定はございません。

### ○吉田副委員長

こういうところに出ている方ですので、ご自分の発言には責任を持って発言されていると思いますので、それは納得がいかないのですが、ただ、どうしても特定されたくないということであれば、たしか、いろいろな発言録が公表されていますけれども、委員Aとか、委員Bとか、特定されないような表現の仕方はあると思います。まるっきり普通の区民公募の方で参加されている方などについては、本当に特定されないほうがいいと私も思いますし、誰がというよりも、ここに参加されている方がどういう議論をしたかということをご皆さん知りたいのではないかと思います。それを特定しない方法は幾らでもあると思いますし、障害者のほうはどうでしたっけ。あれは特定されていまして。たしか、委

員とか、そういう表現ではなかったかと思ひますし、私が参加している会議でも、委員A、Bです。そういう感じで、個人が特定されない方法はあると思ひます。

障害者のほうで、発言録が公開されるのに時間がかかるというのは、理由がとてもよく分かつていて、公開する以上、こういう内容で間違いありませんかと、皆さんに回すわけです。だから時間がかかるので、やむを得ないと思ひますのですけれども、そういうことも一般的には、インターネット上の公開でなくとも、公式な議事録・発言録として一般的に公開する場合には、発言者の確認は必ず取るはずです。その手間は当然だと思ひますし、そのために時間がかかるのは当事者の方たちのご事情ですので、十分、理解できます。そういう形を教育委員会事務局として取ることは可能だと思ひますが、いかがでしょうか。

#### ○柏木学務課長

まず、審議会第1回で、こちらは議事録要旨の公表または内容等の記載については、審議会で審議し、了解を得ているものでござひます。

発言録でござひますが、正直、中で、本当に具体的に自分のお住まいの地域等を含めての発言等が結構多くござひますので、委員A、Bにしたとしても、分かる人には、この人だというのが分かつてしまふ、個人が特定されてしまふというおそれが、審議会の運営を見ていましてもござひますので、現在のところ、繰り返しになりますけれども、発言録につきましては、個人の特定をされるという部分で、差し控えたいと思ひてござひます。

#### ○吉田副委員長

これで最後にしまふけれども、でも、やはりこういうところに参加されている方は、それなりに責任を持って参加して下さっていると思ひます。それで、私がきちんといつもチェックしているのが障害者関係の会議だけなもので、ほかをきちんとチェックしていなくてお恥ずかしいのですが、それは、私は傍聴していることも多いですけれども、傍聴していなくても、よく知っている人にとっては、これはこういう方の発言だというのは分かります。けれど、それはご本人もそれぐらいの覚悟を持って参加しておられると思ひます。やはり、それぐらいは発言には責任を持っていただきたいと思ひますし、できるだけ、一般的にもう、すぐ個人が特定されてしまふような表現は確かにいかがなものかと思ひますけれども、その辺は工夫をしていただいて、こういう発言ということで発表しまふということを確認していただいて、ここについては、このとき言い過ぎてしまふから直してくださいなどというのはありかと思ひます。そういうこともいろいろ配慮していただいた上で、ぜひもう少し、せつかく公開するのであれば、この議事録要旨では、そこに参加して一生懸命議論しておられるということもなかなか伝わりにくいかと思ひます。多くの区民の方たちにとっても、それは決して利益にならないことだと思ひますので、ぜひいろいろ工夫の上、もう少しきちんと、どのような議論がここでされているかが分かるような形で、今後、公開を進めていただきたいと思ひます。

パブリックコメントを募集するときに当たっては、みんなが意見を出しやすいような、募集する以上、絶対意見を出してほしいわけじゃないですか。そうしたら、出しやすいような形で、意見をつくりやすいような資料の提供を求めたいと思ひます。これは要望でとどめます。

#### ○つる委員長

ほかにござひますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 区立学校におけるいじめの重大事態の発生状況について

#### ○つる委員長

次に、(2)区立学校におけるいじめの重大事態の発生状況についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

それでは私から、区立学校におけるいじめの重大事態の発生状況について説明を致します。資料をご用意ください。

新たに2件のいじめの重大事態を認定いたしました。どちらの事案も現在、調査中となっておりますので、事案の詳細については差し控えさせていただき、認定時期と、いじめの態様の分類、重大事態の分類、学校種のみとさせていただきます。

いじめの態様の分類については、文部科学大臣決定の「いじめの防止等のための基本的な方針」に記載があります8つの分類から最も近いものを記載しております。また、重大事態の分類は、いじめ防止対策推進法第28条第1項中に示された1号・2号の分類を示しております。裏面に参考として、いじめの態様と、いじめ防止対策推進法、区の条例の抜粋を記載しておりますので、併せてご確認いただければと存じます。

それでは、事案番号5についてです。いじめの重大事態の認定時期は令和5年10月、いじめの態様の分類は、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるに当たります。重大事態の分類は2号で、いわゆる不登校重大事態に当たります。学校種は中学校で、現在、品川区いじめ対策委員会への調査の諮問を行ったところです。

続いて、事案番号6についてです。重大事態の認定時期は令和5年11月、いじめの態様の分類は、仲間はずれ、集団による無視をされるに当たります。重大事態の分類は2号で、こちらも、いじめにより不登校となった事例です。学校種は義務教育学校で、現在、品川区いじめ対策委員会への調査の諮問を行ったところでございます。

なお、以上2件につきましては、区のホームページでも発生の報告をしております。併せて区長部局への報告も行っております。

#### ○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○安藤委員

今月あった前回の文教委員会に続いて、またこういう報告ということで、今年度になって6件ということになります。3年前のもの合わせると7件だと思いますけれども、もはや緊急事態だと思います。人格を形成する大事な時期ですので、学齢期におけるいじめというのは心にも重大な影響を与えますし、今後のその子の人生にとって、長きにわたり影響を残すと思います。やはり、いじめの重大事態が頻発するような品川区の学校は改革しなければ、子どもたちが安心して学び過ごすことができないと言わなくてはならないと思うのです。やはり、子どもたちが楽しく安心して学びに向かえる学校、あと、いじめに走る必要がない学校づくりなど、予防対策とともに、小さいいじめの芽や、子どもたち同士のトラブル等が発生しても、子どもたち同士で話し合って自主的に解決できるような、そうした子ども主体の学校づくりを改めて求めたいと思います。

それを求めた上で、同時にここまで来ると、対症療法だけではなく、根本原因にも目を向けた抜本対

策も必要なのではないかと思えます。子どもがいじめに走る根本には、何というか、ゆがんでしまっているわけです。子どものストレスが、もう高まっていると思うのです。何というか、楽しくないというか、充実していないというか、もういらいらしているという。学校も楽しくない。子どものストレスも高まっているという点があると思えます。

伺いますけれども、品川区教育委員会は、なぜこのようにいじめの重大事態が頻発すると考えているのか伺いたいと思えます。根本には、子どもたちのストレスの高まり、学校が楽しくない、つらいということがあるのではないかと思うのですけれども、伺いたいと思えます。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

今年度6件目ということで、過去にはない数の重大事態が発生しているというところでの認識ではございます。

なぜ頻発しているのかというところですが、1つは、学校・教育委員会が、いじめについての認知、また重大事態についての理解を深めたことで、適切に認定していくということの現れというのは1つあります。また、いじめが起こる1つの原因としては、子どもたち自身が、いじめについてしっかりと理解がされていないということも、我々が感じているところですので、今、予防対策も必要だということで、教育委員会でも次年度に向けて、現在もそうですけれども、どういう取組ができるかということで検討を重ねているところです。今後、子どもたちが安心・安全に通える学校づくりということを目指しながら、子どもたちがいじめについてしっかりと理解して、いじめを起こすことで他者を傷つける、相手も傷つくし、結果的に自分も傷つくことになるのだということや、また子どもたち同士で、「それがいじめだよ」といった、お互いが注意し合えるような、明るく楽しい学級づくりができるような、そういった学級づくり、学校づくりを目指せるような、いじめの予防のプログラムというものを検討しているところでございます。

ご指摘いただいた点につきましては、教育委員会も真摯に受け止めて取り組んでいるところでございますので、今後も引き続き、いじめの予防や、万が一いじめがあったときには適切に認知して早期対応を行っていくということ、しっかりと実施してまいりたいという考えでございます。

#### ○安藤委員

私は、今のご説明を聞いても、子どもが、いじめへの理解が仮にされたとしても、それで、では子どもがいじめに走らなくなるか。もちろん、そういう面は少しはあると思うのですけれども、やはり、いじめに走る子どもというのは、別に、いじめをしたいと思って、いじめをするというよりも、いじめという表現を使って、何というか、いらいらを発散させてしまうというか、そういう面があると思うのです。だから、私が伺ったのはあれなのです。ストレスなのではないですか。子どもがすごく今、追い詰められている。品川区に限らないのですけれども、日本全体がそうかもしれないのですけれども、ストレスがすごく高まっている。そういうのがあるのではないかと思うのですけれども、そこについては、いじめとの関連性について、どのように考えているのでしょうか。伺いたいと思えます。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

なぜ子どもがいじめに走るかというところで、様々な要因はあろうかと思えます。子どものストレス、いらいらというところも1つの要因ではないかということは理解しています。次年度に向けては、そうした子どものストレスや、その日の体調、体だけではなくてメンタル面での気づきというか、そういったところを教員がしっかりと把握できるような取組も含めて、子ども一人一人の様子をしっかりと把握できるようなものを現在検討中でございます。そうしたストレスをキャッチしたところに、教員がどうア

アプローチしていくのか。教員だけではなくて、スクールカウンセラーや、我々の組織にいる HEARTS 等も含めて、そうした子ども一人一人の支援というものに努めてまいりたいと考えてございます。

#### ○安藤委員

ストレスが1つの要因であることは理解するということでした。本当に子どもは今、品川区に限らないのですけれども、日本の社会の中で、大変なストレスの中で生きていると思っていて、何とか、ストレスやいらいらを把握できる仕組みをこれから導入すると言いますが、そもそも私の問題意識としては、今の学校のシステムが、むしろストレスや、いらいらを子どもに与えている。与えているのに、いらいらとかストレスが認められたら何とか対処しようでは、やはり駄目だと思うのです。点数で子どもを一面的評価する問題や、あと、子どもたちの個性を尊重しない過剰なルールや校則などが、やはり今の品川区の教育の在り方というのが、子どもたちのストレスをむしろ加速させている。一般の日本の社会でも相当ストレスはあると思うのですけれども、さらに品川区の教育は、テストの点数で分断、選別、詰め込み、そして過剰なルール、校則。こういうものがストレスを加速させていると思うのです。

だから私は、いよいよそういうところに目を向けて、自分たちが子どもたちを追い詰めているという自覚を品川区教育委員会は持たなくてはいけないと思っているのですけれども、そういう点でどうでしょうか。先ほど、自らの教育施策が子どもたちのストレスの1つの要因であることは理解するというお話でしたけれども、やはり加速させているという自覚はあるのでしょうか、ないのでしょうか。最後に伺いたいと思います。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

現在の品川区の教育施策が子どものストレスを加速させているのではないかというお話ですけれども、教育施策そのものがストレスを加速させているとは捉えておりません。現在、学習指導要領、本区でいうと品川区立学校教育要領も改訂を行い、子どもたちが主体的・対話的で深い学びが実現するような授業研究も教員等で行っておりますし、校則やルールについては、児童・生徒や地域の方、保護者の方も交えたルールづくり・校則づくりというのも、ここ数年で改善を図っているところです。そういったところからも、学校教育は少しずつ変わっているところでございますので、それがストレスを加速させているとは考えてはございません。

#### ○安藤委員

別に私たちも、この教育施策がすぐ、何とか、いじめや不登校につながっていると、単純化して物を言うつもりは全くないのですけれども、ただ、あまりにも自覚がなさ過ぎるといいますか、やはり前回の文教委員会でも学力テストの定着度調査の報告もありましたけれども、子どもたちを一面的な競争に追い立てているというところのストレスというのは相当あると思いますし、あと、子どもたちが学校で学んでいて、こんな発見をした、楽しいというような機会をまだまだ提供できていないと思いますので、今のご答弁はすごく納得はいきません。論争はあると思うのですけれども、私はもう少し自分たちの、これは国連・子どもの権利委員会からも、日本の教育は競争し過ぎると毎年指摘されているわけですから、それで、その先頭に立ってきたのが品川区の教育なのですから、その自覚を持っていたきたいと私は強く思います。ということで、今のご答弁は、私はちょっと、あまりにも自覚がなさ過ぎるということで、今後また具体的な事例も含めて議会で論じていきたいと思っておりますので、今日は終わりにいたします。

### ○丸谷教育総合支援センター長

今、学力調査のお話も出ましたけれども、子どもたちを競争させるというようなことではなくて、一人一人の状況を把握するために各種調査を行っているものであります。それを授業改善や個への指導に生かしていくということで、子どもたちのためになるということで努めているところです。

市民科の例えばスチューデント・シティといったところの様子を見ると、子どもたちは本当に生き生きと活動していますし、そういった取組をしっかりと、根差していく、継続させていきながら、子どもたちにとっての学びの充実を図り、発見することが楽しい、課題解決することが楽しいと思えるような学校教育に努めてまいりたいと考えております。

### ○つる委員長

ほかにございますか。

### ○ゆきた委員

現在、いじめの重大事態が6件あると報告を受けています。昨日、品川区のいじめ防止対策推進条例の一部を改正する議案で、いじめ対策委員会に臨時委員を設置できるようになると審議がされましたが、現在の品川区のいじめ対策委員会は、設置が5名以内で、4名で構成されていると聞いていますが、今現在、この6件の重大事態について4名で対応されているとの認識でよろしいでしょうか。

### ○丸谷教育総合支援センター長

現在の体制は、今、委員がおっしゃったとおり4名体制ということになります。本体に対して諮問をしたところなのですけれども、今後この条例が改正されれば臨時委員を設けることができますので、この6件についてどう割り振っていくかというところは、今後、円滑に調査が進むように検討していきたいと考えております。

### ○ゆきた委員

今後は臨時委員も設置されていくと思われませんが、条例にのっとりすることももちろんですが、公布されるまでの間の継ぎ目の期間、この間の期間の暫定的な措置があるのかないのかについても教えていただければと思います。

### ○丸谷教育総合支援センター長

条例が公布されるまでの期間ですけれども、調査の方針や、調査結果をいつまでに出せるかというところの検討は進めていきながら、円滑に引継ぎ、つながりができるように努めてまいります。

### ○つる委員長

ほかにございますか。

### ○石田（し）委員

2点。まず1点が、こうやって、いわゆる重大事態の発生状況が数字として出てきて、私は、もちろん件数がないに越したことはないのですけれども、一方で、多分、皆さんも一生懸命やられていて、何とか解決に向けてという思いでやられている結果、今まではもしかしたら潜ってしまっていた件も出てきているのかと捉えた場合に、それはもう徹底的に調査をしていただいて、解決に向けてぜひ取り組んでいきたいと思うのです。それには、私は数字にあまりとらわれてほしくなくて、どうしても件数が出てしまうと、いろいろな方面から、そんなに品川区はあるのかななどと、もちろん言われることもあるのだけれども、ただ、そこに今とらわれてしまうと、解決できるものもできなくなってしまうと私は思うので、ぜひそこは、今この時期は、そうやって本当に一生懸命、洗い出しているからこそ浮き彫りになってきて、今まで隠れていたものが出てきたという判断の下、一つずつ解決に取り組んでいただきたい

と思うのですが、その辺のお考えをお聞かせいただきたいのと、先ほどほかの委員からストレスの件が出て、私も今、自分のときと今の子どもたちがどうなのかというのは、比較はなかなか難しいのですが、確かにストレスが一定あるのかと。それはもう、大人の社会もそうなのだけれども、私は逆に、ではストレスをもう全部ゼロにするというのもなかなか難しい中で、どうやってそのストレスを発散させられるかというのは結構、これからの教育の中でキーになってくるのかと。いや、それは子どもたちが、例えば昔だったら、表現がいいのかは分からないけれども、例えば、ちょっとやんちゃなことをして、そこでストレスを発散させていたとか、そういった彼らなりの発散を、ぜひ教育の現場で、皆さんにその環境をつくっていただけたら。それは私は、1つは例えばスポーツだったり、今、一生懸命、部活のことなどもやられていて、非常に、そういった意味では、それをどんどん生かしていただきたいと思うけれども、ストレスを解放させる方法をぜひ考えていただいて、取り組んでいていただきたいと思うのです。その辺についてもお考えを教えてください。

### ○丸谷教育総合支援センター長

現在、いじめの認知や重大事態の認定など、法に基づいて適切に行っている中で、いじめの解決に向けた対応については、それぞれの学校が教育委員会とも連携しながら進めているところでございます。そこは、件数などにとらわれることなく、しっかりと一人一人の、被害に遭った児童・生徒、加害の児童・生徒に対して適切に対応していくという考えで取り組んでまいりたいと考えております。

また、ストレスを発散させる取組ということですが、子どもたちが安心して学校に通える、教室で過ごせるためには、子どもたちが、何なのでしょう、自分がいること、また発言したことを、周りに受け止めてもらえる、認めてもらえる、そういった学級づくり・学校づくりが何より大切なのではないかと思っています。それが子どもの安心につながって、自分はここにいていいのだという自己肯定感・有用感にもつながっていく取組だと思います。学級経営・学校経営の中で、先生方に教育委員会から伝えていくことといったものは、若手教員研修を含め、学級づくり・学校経営のお話というのはしっかりと研修でもつなぎながら、先生方が取り組めるようなことを教育委員会として行っていきたいと思います。

また、発散させるということであると、例えばスポーツに打ち込む、行事に打ち込むなど、いろいろなことがあると思います。それも、一人一人、子どもによって異なるとは思いますが、そうした取組も学校が考えられるようにしていきたいと思います。

### ○石田（し）委員

教育委員会としては、各学校に対してはっきり、件数ではない。きちんとリアルな状況をぜひ教育委員会には報告をしてくれ。ということを出さないで、やはりどうしても、どこかで人間というのは、ここはあまり、出してしまうといろいろ響くから、うーんと目をつぶってしまうときもあるではないですか。だから、そこはぜひ教育委員会として、しっかりと学校側に、そうではない。ぜひリアルなものを教えてくれという気持ちを示すことによって、学校側もリアルなものを提出しやすくなる環境になると思うので、その環境づくりを、ぜひつくっていただきたいと思っておりますし、ストレスの部分もそうで、まさに各子どもたちがいろいろな考えを持って、多分、いろいろなストレスの発散方法が、昔と違って特にそれぞれ違うのかと思うので、そこはある意味、スポーツもそうだし、昨日、審議もしましたけれども、例えば図書館もそうだけれども、いわゆる不登校もそうで、彼らに居場所を提供してあげる、ストレスを発散できるような、要は自分たちにはこの場所があるのだという、家庭や学校、職場ではない第三の居場所をつくるのが我々の仕事だと思うので、ぜひその辺は考えていただいて、いろいろな子た



ちに居場所を提供していただければ、少しストレスの発散という部分は解決に向かっていくのかと私は思うので、そこは改めて要望させていただきますので、よろしくお願いします。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。

#### ○せお委員

この2件なのですけれども、お伝えできる範囲でいいのですけれども、報告までの経路というか、何というんですか、例えばHEARTSを挟んでの教育委員会なのかとか、学校から直接来たのかという、そういうところをお話しできる範囲で教えていただきたいと思います。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

いずれも、2号、いじめに遭って不登校になったケースということで、いじめの報告と併せて不登校の報告が教育委員会に上がってきます。その中で、学校と状況をお互いに共有しながら、これは、ある程度、日数が超えたので重大事態になりますということで、認定していったという経緯になります。

#### ○せお委員

今回は不登校だから、不登校の期間が長いというのがあると思うのですけれども、今、石田しんご委員からもありましたけれども、ある程度、前回4件、今回2件と上がってきているので、こういった委員会を設置したり、最近、教育委員会や区で準備していただいたものが、ある程度、適切に機能しているのだというのはよく理解しています。

なのですけれども、一応そういった経路なども検証していただいて、皆さんどこに、最近、私にもすごく、いじめのお話が、重大事態かどうかは、私は現場を見ていないので分からないのですけれども、数件、いただいているので、そういったところを皆さん、どこに言ったらいいのかということも、結構お話をいただくので、こういった検証とともに、経路をどうつくってあげたらいいかということ。今のやり方がもしかしたら正しいかもしれませぬし、件数が上がってきて、そういったところもぜひ一緒に検証していただきたいというところを要望します。

先ほどストレスといった話もあって、あと学校に行きたくないとか、そこは意見だけお伝えしたかったのですけれども、本当にストレスというのは、学校現場を見ていると、子どもたちは、私でも感じると思っていて、先日の青少年委員の記念式典の中の講演会でも、聞かれていたと思うのですけれども、私も一部聞かせていただいて、本当に人というのは群れて人間になるという。本当にすばらしい言葉がいっぱいあったのですけれども。それで、みんなで一緒に体験することで人間になっていくというお話などがあったりして、やはり、あと、私の息子が今、支援学級で、娘が通常級ですけれども、通常級の子たちから見ると、支援級はいいなと。正直、支援学級でいろいろな体験をさせていただいているのです。体験の授業がすごく多いという。学習指導要領もあると思うのですけれども、そういったところの、本当に教科以外のところでは、ぜひみんなで体験できるような形などつくっていただけると、仲間として、みんなを受け入れられるのかということも、少しはいじめを減らす方向につながっていくのかというのは感じていたので、意見として言わせていただきます。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。

#### ○高橋（し）委員

この報告が上がってきたわけですから、記者会見など、先日のいろいろな大きな問題になったときに、その後もいろいろなご答弁で、重大だということを受け止めて、これから真摯にということ

あって、その決意の中で、こういうことをきちんとやられていると思っています。

石田しんご委員もおっしゃっていましたが、ここがこうやって出てくるのが、もちろんないほうがいいのですけれども、そういうことで、今本当に石田しんご委員が言ったことはそのとおりだと思っていて、まずこうやって出てきている事実があるということで、それこそ重大だと受け止めて真摯にというのは、本当にこれから真価が問われると思うのです。こういうふうに出てきたと。それで今、調査中だと。それで、その調査の結果、どういう対応を教育委員会および現場がしていくというところで、今の区の姿勢で、さらに真価が問われるので、ぜひしっかりとというか、応援するという意味を含めて、頑張ると言う失礼ですけども、きちんとしていただくとありがたいということを、まずお話しして。

あと、お尋ねしたいことは、学校種のところで、義務教育学校の前期か後期かを書いていないのはなぜなのかと。ほかのは、小学校、中学校ということでどちらかが出ているので、それが1つ。それからもう一つは、このいじめではなくて、さっき不登校の話が出たのですけれども、人がいじめられているのを見て不登校になってしまっているお子さんもいるというお話もあるのです。だから、いじめは結局、もちろん被害者の方は大変なのですけれども、それによって、こんなことがあるのだったら嫌だと言って行かなくなってしまったというのをお聞きすることがあるので、話はいじめとずれてしまいますけれども、そういった不登校になってしまう子に対する、何というか、そういうものが上がってきているか、その辺の対応をどうされているかというのをお聞きします。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

まずは、これから真価が問われるということで、お話をいただきました。学校と教育委員会で、風通しよくしっかりと情報を共有しながら進めていくことが大切だと考えますので、引き続き努めてまいります。

また、学校種についてですけれども、学校種ということで、小学校、中学校、義務教育学校と、3校種ということで、今回は学校種ということで前期・後期を示さず、学校種で示させていただいたところです。というところで、今後、後期課程、前期課程などに入れるかどうかというのは、内部でも検討したいと思います。

それから、いじめられているのを見て不登校になってしまうようなケースということですが、いじめに限らず、様々な教室の様子を見て、自分は直接、何かされたわけではないけれどもということは、ケースとしてはあるというのが現状です。そういった児童・生徒に対しては、しっかりと心へのケアが必要だと考えますので、スクールカウンセラーとの連携やHEARTSの支援等も含めて、継続的に行っていきたいと考えております。

#### ○高橋（し）委員

フレームが学校種と書いてあるから、もちろん義務教育学校になってしまうのですけれども、今、検討するとおっしゃっていましたが、やはり小学校なのか、中学校なのか、前期か後期かということも、ほかが小学校、中学校と書いてあるので、明らかにしていただいたほうがいいかと思うので、ぜひ検討をお願いします。

それから、さっきのいじめを見てということなのですが、特に、いじめを経験したお子さんが、1年生のときに解決しました。2年生になって、今言ったように、人のいじめられているのを見て、そこで自分がそういうふうになされたことを思い出して、それで、トラウマといいますか、それで不登校になる子もいるということなので、いじめを解決していくときに、その周辺のことでもぜひ配慮

しながら、今お話をさせていただいたので、よろしく申し上げます。それは要望で終わります。

#### ○吉田副委員長

私から伺いたいのは、例えばいじめの態様の分類については、これが文科省の文部科学大臣決定から、この文言をと、そのまま書かれているようなのですけれども、具体的にはもう少し、何というか、細かいいろいろな個別のケースがあると思うのですけれども、そういうことが報告されているのを、今日、委員会に向けた報告のためにこのようにまとめられたという理解でよろしいのでしょうか。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

まず、いじめの態様の分類についてですけれども、こちらは国の調査等もございまして、いじめがあった際に、どの態様に当てはまるのかというのをまず分類いたします。そうしたところでの、8つ示された中でのものということで、実際にはもう少し、いじめの事案としては、絞った形での報告も上がっていますし、それを基に調査を行っていくということになっています。

#### ○吉田副委員長

では、報告が必要ですので、報告のために、書式にのっとった形で報告されているということで理解いたしました。

それで、やはり先ほどから皆さんからもいろいろ出ていて、重なるところもあるかもしれないのですけれども、私も、まずはいろいろな報告が上がってくるようになったというのは、過去には1度、学校で重大ないじめかどうかを判断して、それから教育委員会に上げるという形を、軽微なものであっても、とにかく報告するようというふうに改めた結果、今までは埋もれていた事例が浮き上がってきたのではないかと思って、その点については、数が増えたということよりも、それが明らかになる、ある意味、風通しがよくなった事例ではないかと思って評価しております。ほかの委員からもありましたけれども、だからこそ、この後、では品川区としてどのように対応をきちんとしていくかということが問われるところだと思いますので、今、手順を決めましたので、その手順の中で、きちんと、いろいろ対応が検討されて報告されるということを大変期待しております。

それで、先ほどからも、原因ということであれば、1つはやはり承認欲求というのは、いろいろな意味で、いじめというのは、ある意味で承認欲求が悪い方向に働いてしまった事例なのではないかというのを感じることがあります。それは、例えばインターネット上のいじめなどについては、ちょっと、かかったような、これぐらいならといったものについて、それに対して「いいね」がいっぱいついたりすると、すごく承認欲求が満たされてしまって、いじめがエスカレートしてしまうというような事例も聞いているところですので、別の意味の承認欲求が満たされるような場面が一人一人の子どもたちであれば、もうそれに越したことはないし、ぜひ学校現場では、一人一人の子どもたちがいろいろな人から承認されるような場面を、その子の得意な分野を見つけて、していただきたいし、私も過去を振り返ると、ほっとくとそんなに誰からも承認されないような子どもだったのですけれども、今思い起こせば先生方が、もう無理にでもいいところを見つけてというようなところがあったかと思っています。そういう意味では、やはり学校の現場の先生のそういう意識というのはすごく大事かと思っています。

それから、やはり、もう一つは、かねてから言われていますけれども、あなたがやっていることはいじめに当たるのだという認識が、まだまだ浸透されていないのかと思います。それで、軽い気持ちでやったことが、誰かから、周りからもてはやされたりしてしまうとエスカレートしてしまうという意味では、その子自身にとっても、何か、気の毒という表現がいいのか分からないのですけれども、そちらでしか承認欲求を満たされないという子どもたちに対しては、何とか別の手を差し伸べてあげる必要が

あるのではないかと感じております。そうすると、どんどん現場の先生の負担が大変になってしまうかと思うのですけれども、いじめが起きた後の対応も皆さん頑張ってくださいですけれども、そうならないためのことも、今までもされていますけれども、今、重大事態が起きたときにどう対応するかというほうに視点が行ってしまっているのです、そういう際に、ぜひその辺については忘れずに、いじめることでもしか承認欲求が満たされないという子どもたちに対しての手もぜひ差し伸べていただきたいと思っております。

もし何か見解があれば伺いたいと思っております。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

いじめによることでの承認欲求ということではなくて、現在、学級では、例えば係活動や委員会活動、それから行事であれば、それぞれ役割分担をする中で自分の役割を達成させたとき、達成されたときの喜びや達成感を味わうといったことでの承認欲求を満たすという取組は、これまでも続けてきているところなんです。また、何かいいことをしたときに褒めたりということも、もう随分たつと思うのですけれども、学校では日々行っているところでもあります。

今、いじめがかなりクローズアップされているところなんですけれども、陰ではというか、しっかりと学校の中では、そういった取組も進めているところでもありますので、そういったところにも今後焦点を当てて、いじめの予防に努められるようにしていきたいと考えています。

また、これはいじめに当たるという意識がというところで言うと、児童・生徒の理解というところにつながっていくと思っておりますので、そういうことも認識を深められるようないじめ予防プログラムを検討しておるところですので、引き続き、教育委員会として努めてまいりたいと考えております。

#### ○吉田副委員長

最後に、本当におっしゃるとおりだと思いますので、それは現場の先生方にとってはまた難しい対応ということになってしまうのかもしれませんが、その辺については、ぜひよろしく願いいたします。

そして、私は、せお委員ほどいろいろなご相談は受けていませんけれども、悲しいと思うのは、いじめられていると思って相談した相手が先生だと、先生が当てにならないので私たちにご相談が来るというケースが一番悲しいです。やはり子どもたちにとっては、困ったと思ったときには、まず先生に、それから保護者の方も先生に相談されるというのが本当に普通だと思っております。ですので、そこでやはり、まずは本人の言い分を聞くという。いや、それは、そうではないだろうと思うこともあると思っております。でも、まずは本人の言い分を徹底的に受け止めるということは、ぜひ教員の方には徹底していただきたいと思っております。その後の対応はまたいろいろあるかと思っておりますが、まず受け止めるということは、本当にぜひよろしく願いいたします。これは要望でとどめます。

#### ○つる委員長

ほかに。

#### ○高橋（伸）委員

皆さんそれぞれ委員からの、私もそのとおりだと思うのですが、本来、学校というのは教育の場がもうメインなので、教職員の先生たちも、いじめというのは、私の時代からも当然、大小なりともあったことは事実であります。最近、あまりにもそういう、何というのですか、よく保護者の方から、どこそこの学校のクラスが、何年生が荒れているクラスというのを聞きます。その時点で、荒れているクラスというのは、当然、担任の先生も、それは荒れているクラスという言い方は適切ではないかもし

れないですけれども、大体、いじめがあるのかは分かりません。荒れているという部分だと、何か、イコールでいじめというのがあるのかと思って、認定される前に、教育委員会と各学校の学校長とのやり取りなどというのは、当然、報告が上がってくると思うのですけれども、そこをどういうふうに、認定になる前に、大小にかかわらず上がってくると思うのですけれども、具体的に何かそういった例もあつたら教えていただきたい。

あと、あまりにも保護者が学校に頼り過ぎという部分もあると思うのです。私が思うのは、やはり家庭教育というのも絶対重要だと思うのです。それは、シングルだろうが、いろいろそれぞれ家庭の事情はあると思うのですけれども、やはり一番は保護者が寄り添うというのが、加害者・被害者に対しても、絶対それはもう最終的には家庭教育というのが一番だと思うので、もし、ほかに何かお考えがあれば教えていただきたいと思います。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

なかなか落ち着かないような学級があるということでは、管理職からご相談いただくことがあります。そうしたときには、我々教育総合支援センターから指導主事を派遣しまして、学級の様子を見て、担任への指導・助言を行っているところです。その中で、いじめというものが見られるようであれば、適切に認知して対応していくということは、努めているところではありますが、クラスの様子をどういうふうに年度末まで継続させていくかということでは、教育委員会と学校でよく相談しながら、どういう取組が子どもたちにとって有効なのかということも、こちらからもご提案しながら実践を進めているというところでございます。

それから、家庭教育というところで言いますと、いじめについての認識、定義の部分で、なかなか保護者の皆さんが、ご自身がお子さんだったときに体験したこと、経験したことを基に、いじめというイメージを膨らませて、こちらにお問合せいただくことも多いというのが現状かと思えます。学校に対しては、4月当初にしっかりと学校のいじめの基本方針を説明するとともに、保護者にも理解を得てくださいということでは発信を今しているところです。やはり、いじめの定義の共通認識を、子どもも教員も保護者も、教育委員会は当然ですけれども、共通理解をした上で議論していかないと、どうしても話がずれてしまったり、かけ違ってしまうたりしてしまいますので、そういった家庭への啓発ということも、今後しっかりと努めていきたいと考えています。

#### ○高橋（伸）委員

ぜひ家庭への啓発は、改めて私からお願い、要望させていただきたいと思っておりますので、もう本当に当然、教育委員会の皆さん、そして学校側の現場の先生方も、もう一回、繰り返しになりますけれども、本来ならば教育の場でいじめというのはあってはならないのですけれども、これは大小なりとも、今後、根絶というのはなかなか難しいと思っておりますけれども、ぜひ家庭への啓発も改めてやっていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

#### ○つる委員長

ほかに。

#### ○高橋（し）委員

最後に一言。今、ほかの委員の方から、先生が当てにならないというお話があつたのですけれども、保護者の方の考えなのか、委員の考えかはあれですけれども、それは考え方なので、そういうのはいいのですけれども、それに対して教育委員会としてどうかというのはお答えいただいたほうがいいと思つたので、お尋ねします。

## ○丸谷教育総合支援センター長

なかなか保護者、場合によっては児童・生徒と教員の関係がうまくいかないということで、当てにならないというようなご意見かと思いますが、お話を受けたときには、学校に事実関係を我々としては確認いたします。その上で、対応が適切ではなかった場合に、こちらから指導・助言、校長・管理職からも、その教員に対して指導していただいて、保護者との関係を修復するような形を取らせていただいているところでございます。

## ○高橋（し）委員

すみません。今のお話のように、きちんとやっていただければよろしいかと思えます。以上です。

## ○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

では、なければ私からもすみません。

各委員からの指摘、いろいろな観点、角度、趣旨があろうかと思えますが、それをしっかりと受け止めながら、子どもの幸福のためにどうやっていくのかというところで、教育委員会としての学校への支援、それから、一緒に現場と共に教育向上に努めていくということを改めてお願いしたいと思えます。

いろいろ具体の部分の部分を先に言うと、重大事態の件数が上がってくる。これは先ほど石田しんご委員からもありましたけれども、これは答弁の中でもありましたが、そうしたことをしっかりと、現場では必死になって捉えている、向き合っているということの1つの現れだと思えます。有史以来、こうした課題というのはある中で、法律上、どうしても公の立ち位置でいくと、法律や条例制度等によってジレンマを感じながら、その範囲の中で、範疇の中で対応していく。また、逆に言うと対応せざるを得ない。対応していかないと指摘されてというような形がある中で、こういうふうにならなくて上がってくるということは、それはそれできちんと機能しているということ。その上で、根底の部分で、やはりそうしたことがない、ここに努めていくというのは、これはもう永遠のテーマであって、やはり常に現在進行形なのだろうというところは、感想として持ったところです。

ただ、いわゆる重大事態として苦しんでいる方が一人でもそこにいるわけですから、これについては、先日も申し上げたとおり、その1人のために全力で、オール・フォー・ワンではないですけれども、そうした形で取り組んでいくという姿勢がやはり大事なのかと思えます。

まず、いろいろな課題があって、いろいろな原因があって、何ひとつ、こうすれば解決するなどということは多分ないのだと思うのですが、これは私も1つの考え方として大事かと思うところで、何回か引用している、トルストイの格言であるのです。やはり、他人の不幸の上に自分の幸福を築くという生き方をしないということ。この格言は非常に大切な格言かと、私もいろいろな方から学ぶ、教えていただくたびに思うところです。やはり、他人の不幸の上に自分の幸福を築かない。すごく大切だと思うのです。それは、ストレスの発散の在り方もそうだと思うのです。そのストレスの発散の在り方が他人の不幸に通じるというようなことであれば、それはよくない。また、それが何か違う行為であったとしても、物を壊すといったことであっても、それが人の不幸に通じるようなものであれば、それはよくないのだというようなことは、すごく大切なのかと。

それで、いろいろな学校の中では、現場の先生方の研さん、またはいろいろな研修等で、ある人にとっては、知見、専門家の方々の様々な手が入って、指導が入って育成されているということが、日常の中ではあろうかと思えますが、いずれにしてもよく使われる言葉で、行き詰まったら原点に戻る。そもそも教育とは何なのかというところ。先ほど家庭教育の話もありました。もちろん、それもすごく大

事なのです。もっと言えば、学校だけにフォーカスして、圧力をかけて、ぎゅっと何か今、対策を、対策を、対策をやっていけば、今度は学校の先生が疲弊して、やはりシビレエイですから、学校の先生がしんどくなれば子どももしんどいわけです。その教室が社会、世界なので。いじめに遭っている子にしてみれば、きっと教室が収監される場所になるのです。また、そこで隷属されるのかというような場にもなりかねない。そういう意味で、国や都や都道府県や自治体で、いろいろな居場所というのを幅広く今展開しているという現実があるかと思うのです。そういう中でも、教室も安心できる場にしていくために、全体としてどう手を入れていくかということがやはり大事。

人材育成とか評価の部分では、担任がどう頑張るのだ、管理職である校長がどうやるのだ、それをやらなければ変わらないではなくて、やはりこうした課題というのは、誰かに何かを押しつけるという形ではもう、うまくいかないだろうと。よく言われる、教育は共に育つと。これは、教える側も共に育っていかなければ、多分解決はしないだろうという印象を、非常に今、感じます。

こうした課題も、先ほどの重大事態などについても、やはり内々に行くのではなくて、ある意味では外に、外にという、エンクローズよりもディスクローズで外に広がっていくという部分で、それこそ今、昨日の委員会ではないですけども、いろいろな機関があるわけではないですか。そうした機関と連携してというのが既存でもあるわけですけども、ただ、今回、今般指摘されていることの中においては、どうしても内々にという圧力が厚かったがために、ビッグバンのように爆発して、大きないろいろな事態に広がっているということなのかと思うのです。その部分では、既存の機関を優れた品川区の中で構築しているわけですから、それを、支援する側もきちんと活用していくといったことの意識や、1人に負担・重圧がかからないという体制が、私はやはり子どもたちにとっても大事なのではないかと。

学校はどこまでいっても社会の縮図です。学校や当事者間だけの指摘だけでは解決などしない。我が家も、先日申し上げた被害側の当事者で、最近もございました。冤罪もございました。いろいろな対応も求めました。やはりこうしたことは、公の場で今あえて申し上げましたけれども、日常あるのです。ですから、そうしたことに、それぞれの関わっている当事者一人一人が、いかに、その1人の加害・被害、またその保護者、家族を含め、どう関わっていけるのかということが大事というふうになって、学校だけではない、社会全体として、やはり他人の不幸の上に自分の幸福を築かないという、私はこの格言は非常に大切な指摘なのかと思しますので、先ほど石田しんご委員からもありましたけれども、やはり今後しっかりと、いろいろな生徒一人一人に対して、その1人の人生の幸福にとって、全体としてどう望めるのかという視点で、この課題だけではなく、日常からの関わり合いとして、やはり誰かがではなくて、もうみんなで作っていきこうというスクラムで、まさに教育で、模範とされる品川区教育委員会、もっと言えば品川区にぜひしていただきたいという期待を込めて、意見を終わりたいと思います。

ほかによろしいですかね。

---

### (3) ヤングケアラー調査の実施結果について（速報）

#### 〇つる委員長

次に、(3)ヤングケアラー調査の実施結果について（速報）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### 〇染谷子ども家庭支援センター長

ヤングケアラー調査の実施結果についてご報告させていただきます。

本日、A3横、カラーの資料と併せまして、品川区ヤングケアラー調査集計結果報告書という、42

ページにわたる資料をご用意しておりますけれども、説明はA3・カラーのものを利用して、こちらは報告書の中の主な質問を抜粋したものでございますので、こちらで説明をさせていただきます。

まず、「ヤングケアラー調査の実施結果について」という表題の下に、小さくて恐縮なのですが、書かせていただいておりますが、目的・対象でございます。ヤングケアラーの実態を把握し、支援策を検討するため、区内在住の小学4年生から高校3年生相当を対象に、学校や家庭での生活や、家族のお世話の状況などの実態の調査を実施いたしました。調査期間、時期といたしましては、令和5年9月15日から9月30日までの期間で実施しております。回答者数につきましては、こちらに記載させていただいておりますとおり、小学生については9,348通のうち3,333件、35.7%、中学生については8,385件のうち、回答をいただいたのは1,942件で23.2%、高校生については7,744通の配付をさせていただきまして、872件、11.3%の回答をいただいているという状況でございます。

その下に行っていただきますと、まずヤングケアラーという言葉に対する認知度でございます。それぞれ、小学生、中学生、高校生につきまして、この調査以前にヤングケアラーという言葉を知っていたかどうかというところの確認をさせていただいたところ、こちらは当初見込んでいたとおり、年齢が上がるにつれて認知度は高くなっているという状況でございます。

その下でございます。「家族の中に、あなたがお世話をしている人がいますか」という問いにつきまして、「いる」と回答したのが黒い部分になりますけれども、小学生においては8.0%、中学生で5.2%、高校生で5.0%という結果になっております。国で以前取られたアンケートでいきますと、小学生が6.5%、中学生が5.7%、高校生が4.1%という結果になっておりましたので、おおむね傾向としては近い状況にあるのかと捉えております。

次に、ケアの対象ですけれども、「だれのお世話をしていますか」という問いにつきましては、きょうだいという回答をいただいているのが、どの年代でも高い傾向にはありますけれども、1つ、特徴といたしましては、高校生になってくると、きょうだいの割合が少し下がる一方で、祖母というところの割合が高くなっているという状況が確認できました。

次に、右側に行っていただきまして、「お世話を必要としている人の状況について教えてください」ということでお聞きしております。小学生は、2段目の「おさない（小さい）」が42.9%で多く、中学生になると、それに加え、1段目の「高齢者（65歳以上）」というところの割合が少し高くなってまいりまして、15.8%。高校生になりますと、「若い」という割合が22.7%と低くなり、その代わり、「高齢者（65歳以上）」の割合が、中学生と同様に増加し、さらに高校生に出ている特徴といたしましては、上から6段目になりますけれども、「心の病気のため」が15.9%、それからその下、「その他の病気やけがのため」が11.4%と、こちらの割合が高くなっているという状況です。

次にお聞きしているのが、「どのようなお世話をしていますか」というものでございます。全体の傾向としては、やはり一番上の、「食事の用意や後かたづけ、そうじ、せんたく、買い物などの家事」が高い傾向に出しておりますけれども、左下のグラフ、中学生をご覧いただきますと、「きょうだいのお世話や保育園の送り迎え」が27.7%、それから5行目の「困りごとを聞く、話し相手になるなど」というところが、29.7%と大きく増加しております。右下の高校生では、3行目の「着替えやお風呂・トイレの手伝いなど」の割合が13.6%と下がる一方で、5段目の「困りごとを聞く、話し相手になるなど」が34.1%と、中学生からさらに増加しております。また、下から5行目になりますが、「薬を飲んだか確かめたり、薬を渡したりするなど」といった割合が大きくなっております。それから、



あと下から3行目、「家計のサポート」というところが6.8%と増えているのが、高校生の特徴として見られました。

裏面にお進みいただきまして、次の、「お世話をしている「つらい」と感じる時がありますか」という質問をさせていただいております。全体といたしまして、つらいと感じることは「まったくない」とお答えいただいている割合が多くはなっておりますけれども、「ときどきある」の割合も比較的高く出ておりますし、「いつもある」という割合が、小学生で6.3%、中学生で5.0%、高校生で9.1%とあります。こちらは、いつもつらいと感じているという状況ですので、今回、速報という形で示していますが、現在分析を進めていく中で、「いつもある」と回答した方のケアの対象や内容、それからケアの頻度、週にどのくらい世話をしているかや、健康面や生活への影響などを確認していきたいと考えているところでございます。

次に、「家族のことや、お世話のやなみをだれかに話したことがありますか」という質問につきましては、大半の方が、これは話したことがないと回答をいただいている状況です。こちらの報告書では、なぜ話していないかといったところもアンケートの項目として入れておりますので、そちらも確認しながら、支援をどういった形で進めていくか、検討していきたいと考えております。

次に、「学校や周りの大人にしてほしいことはありますか」というところでございます。小学生は、上から6行目、「自由に使える時間がほしい」が一番高く、次に、その下の「勉強を教えてほしい」、一番上の「自分のことについて聞いてほしい」。中学生になりますと、左下のグラフですけれども、7段目の「勉強を教えてほしい」が31.7%、下から2段目、「将来や進路のことについて話を聞いてほしい」、それから一番上の「自分のことについて話を聞いてほしい」という順番で高くなっております。高校生につきましては、一番高いのが、下から2番目、「将来や進路のことについて話を聞いてほしい」、それから下から4番目、「お金のことをたすけてほしい」、最後に一番上の「自分のことについて話を聞いてほしい」という割合で高くなっております。「自分のことについて話を聞いてほしい」の割合はどの年代でも高く出ているというところと、それから年齢が上がるにつれて、学習面や将来の進路のことに関する回答が増えているという傾向にありました。最後に一番右側でございますけれども、これは「あなたが家族のお世話をしている場合に、あったらいいなと思うこと」を自由記述で書いていただいたものを、「家事の支援」、「通訳」、「食事・配食」、「介護・介助」、「相談・話を聞く」、「勉強・進路」、「その他」というカテゴリーで分類させていただいたものになりまして、先ほどご説明いたしました大人にしてほしいことというところと同様といえますか、同じような回答のところを、自由記述の中でも記入いただいているという状況が確認できているところでございます。

説明は以上となりまして、こちらは、今日ご報告させていただいたのと併せまして、ホームページにて公表させていただく予定でございます。こちらは、先ほど申し上げましたけれども、現在、クロス集計など分析を進めておりまして、区民の方にご協力いただいた貴重な資料として、今後、結果を具体的な支援策につなげてまいりたいと考えております。

#### ○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○安藤委員

大変重要な資料だと思って聞いていましたけれども、特に悩みなど相談できない方や、聞いてほしいという方が多いというのは、本当に深刻というか、何とかしてあげたいと強く思う内容だと思いました。

2点伺うのですけれども、まず調査のやり方なのですけれども、送付して、どんなやり方で、どういうふうに戻ったのでしょうか。それが、小学校・中学校・高校の回答率の違いに現れたりということとは関係ないのか。その辺をお伺いしたいのと、もう一つは、今回、速報ということなのですけれども、スケジュール感としては、今後どういうクロス集計などを行って、調査結果を正式に出すのはいつぐらいで、それに基づいて何か計画を作成したり支援を実施したりといったことは、今後どのような感じで行われていくのか、スケジュール感みたいなものを教えてください。

#### ○染谷子ども家庭支援センター長

まず調査の方法でございますけれども、区立の小学校、中学校、義務教育学校に通われている児童・生徒につきましては、学校を通じてアンケートのお便りを配付させていただいて、学校で配付しておりますタブレットの活用も含めて回答をいただいているところでございます。それ以外の高校生等につきましては、直接ご自宅に郵送させていただいて、インターネット上でウェブ上で回答いただくという方法でアンケートを集計しております。

今後のスケジュールというお話でございますけれども、まず、一部並行してという作業にはなっていますが、今回出ているアンケートの結果を、次年度の予算にも支援策として反映していきたいと考えているところと、今年度中に支援マニュアルのようなものを作成していく予定になっておりますので、そういったものにも今回の貴重な資料を生かしていきたいと考えているところでございます。

#### ○安藤委員

すみません。高校生のほうですけれども、これは全ての区内在住の高校生の数かということと、小・中学校は、区立校についてはそういうことだということなのですけれども、タブレット以外にも何か回答の仕方というのはあったのかということと、区立小・中学校ではない子というのはどうしたのかを教えてください。

#### ○染谷子ども家庭支援センター長

高校生の年齢に相当する方につきましては、区内に在住される対象年齢の方全員に配付させていただいております。

それから、タブレット以外の回答というところでございますが、ご自身で使われているような媒体、端末であれば、そちらでの回答も当然していただけるような形ではございます。

それから、私立の小学校に通われているお子さんにつきましては、直接ご自宅にご案内を郵送させていただいてご回答いただいているという状況でございます。

#### ○安藤委員

ありがとうございます。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。

#### ○ゆきた委員

アンケートの結果から、家事援助の訪問支援や配食サービス、学習支援が必要なのだという実態が分かってきていますが、8月の文教委員会では、今年度はヤングケアラーについて既に予算化されているというお話もあったと思います。これからだと思われそうですが、具体的ところで決まっている事業等など、紹介できる範囲で教えてもらえればと思います。

#### ○染谷子ども家庭支援センター長

今年度、既に予算化されているものの中で1つ、今、委員のお話の中にもございましたけれども、家

事援助等を行うための訪問支援につきましては、現在、体制として整えているところでございまして、該当するご家庭があれば積極的に入れていきたいと考えているところでございます。

そのほか、今回、実施を予定しているものの中で1つ、ピアサポートといいますか、当事者同士が集って、悩みのお話合いができるとか、区に配置しておりますヤングケアラーコーディネーターも併せて、そういったところでお話をしていくと。1つ、やはりアンケートの中で、相談できる場や、気持ちに分かち合えるような場が欲しいというようなご意見もいただいていることもございますので、そういった事業は今年度中には展開してまいりたいと考えているところでございます。

#### ○ゆきた委員

このアンケートも引き続き継続していきながら、この結果について反映できるような事業の展開を、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。

#### ○石田（し）委員

ヤングケアラーの課題というのは、1つではなくて様々な要因があつて、これはやはり駄目だと決めつけてしまうと、実は問題がどんどん広がってしまうのです。どちらかという、このアンケート結果にも出ているように、お手伝いとお世話をしているという境が非常に難しく、これをやはりしっかりと行政も理解して政策を進めていかないと、変な方向に行ってしまうので、そこはぜひ気をつけていただきたいと思うし、要はヤングケアラーに関しては、実はデメリットとメリット、両方あると思つていて、それは先ほどお話ししたように、お手伝いなのか、本当にお世話を、お世話をしているのも、お手伝いの範疇でのお世話なのか、それを超えた、いわゆるその子たちの時間、本来その年齢で享受しなければいけない時間まで割かれてしまっているようなお世話なのかというのが大事なのです。その子たちに支援が必要であつて、ほかの子たちにはどちらかという、それが駄目というよりも、逆にお手伝いをしてあげてというか、例えばきょうだいの面倒を見てあげてみたいな方向に、うまくつなげられないと、せっかくこうやって一生懸命、区で今やっていただいているので、もったいなくなってしまうので、そこはぜひ気をつけて取り組んでいただきたいと思ひますけれども、この辺でもし何かお考えがあれば教えてください。

#### ○染谷子ども家庭支援センター長

今お話しいただきましたとおり、まさにお手伝いと、ヤングケアラーというケア負担が実際に発生しているようなところの境は非常に重要なところで、本来、子どもとして生活していく権利が侵害されているような状況があれば、まさに支援の対象として、区として対応させていただかなければならないところかと思つております。

今回のアンケートの中でも、1つ、ケアの1日当たりの時間帯がどのくらいだといったところもお聞きしておりますので、そういったところを手がかりに、実際に、お手伝いと言われる部分なのか、本当にヤングケアラーとしてケア負担や責任が発生している状況なのかというのは見ながら、分析を進めていきたいと考えております。

#### ○石田（し）委員

ぜひ、よろしくお願ひします。

実はケアをされている子も、その経験が将来生かされることも十分あるし、これはもう本当に、だから私が一番初めに言った、何でもかんでも駄目という、ヤングケアラー、イコール、よくないのだとい

うのだけは、考えから取っ払っていただいて、ぜひいい方向に進んでいただきたいと思います。我々も、できる限りいろいろなアイデアを出させていただきながら、一緒に見つけていきたいと思うので、よろしくをお願いします。ありがとうございます。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。

#### ○高橋（し）委員

ご説明ありがとうございました。貴重な調査で、回答者の回答率など、もう少し高いと、実態にももう少し近づいたのではないかと思いますけれども、このパーセンテージでこれだけということは、数字的に言うと、きつともっといらっしゃるのではないかとこのところがあります。それで、子ども未来部で現在、支援策を進めて、来年度もということなので、ぜひそれはきちんとやっていただければいいと思います。

ご質問は、この内容は、学校、特に区立小学校、中学校にどのようにして伝わるのでしょうか。

#### ○染谷子ども家庭支援センター長

学校の教員の皆様にも、ぜひこちらを共有させていただきたいと思いますので、教育委員会事務局と相談をさせていただければと思います。

#### ○高橋（し）委員

品川区教育委員会にお尋ねすることになるのですが、小学生が約200人回答していて、つらいと思うというのは6.3%なので、学校数で割ると5人ぐらい、1学年に1人は大体いらっしゃるという感じなのです。中学校のほうは、私立に行っている子たちが3分の1いるから、数字は全部正確ではないのですが、15校で割ると、いつもつらいと思っているのは、1つの学校で13人ぐらいいるわけです。そうすると、やはり学校として、そういう存在を認識して、そういうのを配慮しながら指導してもらったほうがいいと思います。計算がもし間違っていたらあれですけども。

それで、何が言いたいかという、だれかに話したことがありますかというのは、きっと小学生だと先生などが多いのかという気もしますので、中学生もそういう部分があると思うのですが、それで、してほしいところに、話を聞いてほしいのと、あと、家族のことについて話を聞いてほしいというのが小学生にあり、中学生なども同じで、特に中学生は、勉強を教えてほしいというところもあるので、これは恐らく、なかなか勉強がついていけない部分もあったりするかもしれないので、その時間が割かれているので、学校として、これを逆に受けて、どのような形で教員の先生方等の指導に生かしていく、もし提供されたとして、お答えできないかもしれないのですが、私としては生かしていただきたいと思っています。逆に、先生方が、こんなにいるのだなどと認識しながら日常の指導をしたり、もう既に、個人面談も学校ではされていますから、その中で把握している部分もあると思いますけれども、この実態をしっかりと認識したときの指導をどのようにしていただけるかというところをお尋ねします。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

学校が児童・生徒のヤングケアラーを把握した場合の対応についてということになると思います。

昨年度から教員向けの研修会を、子ども家庭支援センターと連携しながら進めておりまして、例えば遅刻が多くなってきた、宿題がなかなか出せなくなってきたなど、ヤングケアラーではないかという気づきを、まず教員として認識を持ってくださいということでの研修を進めてきています。そうした上で、今回の調査結果につきまして、自校にいる子どもたちはどうなのかというところを、アンテナを高く張っていただいて、該当者がいるようでしたら、子ども家庭支援センターとも連携をしながら、その子

のケアに努めていきたいということと、あとは学習支援であったり、なかなか、同じ課題が同じ時間でクリアできないというようなお子さんになってくると思いますので、宿題ができなかったときに頭ごなしに叱ったりということではなくて、一人一人のお子さんに対しての配慮をしっかりとするような体制を取れるように、学校にも周知徹底していきたいと考えております。

#### ○高橋（し）委員

回答率がこのぐらいのパーセンテージで、小学校だと1学年にコンスタントに1人いる。中学校だと、学校全体で13、4、5人だから、1学年には4、5五人いるということは、1クラスに1人いるという。単純な計算ですけれども、そういうところから、やはり、今お話があったような指導をきめ細かくしていただきたいと思います。これは要望で。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。

#### ○せお委員

まず、この調査はとても有効なものだと思います。調査していただいてありがとうございますという、まずお礼を。

あと、今までも議論というか話がありますけれども、やはり感じ方も様々で、「つらい」と感じるときはありますか、「まったくない」という人も一番多いですし、「いつもある」という方もいらっしゃるの、感じ方も様々だし、あと、その要因も様々で、かなり支援メニューというのは様々準備しないと、それは支援にならないのかというのは感じているところで、今では、私は把握していないのですけれども、今、教育委員会と連携するというお話もあって、様々メニューなどが必要になってくるので、やはり高齢、障害とか、そちらも連携しなくてはいけないと思うのですけれども、そういった何か、ヤングケアラーの会議体みたいな、協議会みたいなものというのは今準備されているのか、今後そういったことがあるのか、教えてください。

#### ○染谷子ども家庭支援センター長

ヤングケアラーの支援につきましては、委員ご指摘のとおり、子どもの分野のみでなく、高齢、障害者福祉の分野など、様々連携の必要があると考えておまして、令和4年度の時点から庁内連絡会議といったものを設置いたしまして、今お話しいただいた関係者が集まって、ヤングケアラーの支援についてそれぞれの視点から意見をいただくというようなことをやっております。

それから、あと在宅介護支援センターにいらっしゃるケアマネジャーの方たちを対象とした研修なども実施しておまして、ご自宅を見られるときに、ヤングケアラーという視点を1つ持って見ていただくということについても、研修・啓発を進めているところでございます。

#### ○せお委員

庁内連絡会議を開いていただいているということなので、ぜひそれが1回で終わらず、定期的に続けていただきたいと思っています。私も以前に街頭演説をしていたら、若い男の子だったのですけれども、「ヤングケアラーって国全体で問題になっているけれども、楽しくてやっているんです。僕は、それをかわいそうと言われたくないです」と。やはり、先ほどからお話がありますけれども、かわいそうという空気になっているから、それは嫌だというお話などもあって、そういったいろいろな考え方があると思いますので、その辺もぜひ配慮していただきながら、庁内でも検討していただければと要望いたします。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。

### ○吉田副委員長

私からも、皆さんおっしゃっていますけれども、まずはこの調査をしてくださったことを大変評価いたします。

思い起こせばとって、何年前か検索してみたのですけれども、忘れてしまったのですけれども、まずやはり学校を通して調査が一番有効であるというのは、これまでの他自治体の事例から伺ってありましたので、調査を求めてまいりました。その頃は、そういう困難な状況にあるお子さんはHEARTSなどを通して把握しているので、適切な措置をしているというお答えでした。それは当然そうだと思いますけれども、やはり調査をしていただきたいというのが願いでしたので、このたび、これだけの調査をしてくださったことは、本当に評価しております。こういう調査が有効だと教えてくださったのは、相模原市の市議会議員で、元教育長、教育委員会にもいらして、その前が校長先生でという経歴を持った方で、いや、学校を通しての調査が一番有効なのだけれども、一番調査をやりたがらないのが教育委員会なのだと、その方は当事者の立場でおっしゃっていました。それはすごく仕事が大変だからだということでしたけれども、でも一番有効なのだと。それで、その時点では南魚沼市と相模原市だけがそういう調査をしていたのですけれども、だから、その後、幾つか自治体があるのか分かりませんが、品川区がこういう非常に大変な調査に踏み切ったということでは、誇るべき事例だと思っています。

この後は、これをどうやって生かすかということだと思っておりますけれども、先ほど、せお委員からもありましたけれども、埼玉県が議員提案で条例を初めてつくったというところで、そのときも、何かすごくいっぱい、まず所管に、こういうことを議員提案でやるからということを通して、庁内挙げての仕組みをつくったというお話を伺っております。仕組みは最初につくただけではやはり意味がないので、その運営というのでしょうか、それが大事だと思います。それで、定期的な協議を進めてほしいというのは、先ほど、せお委員からもご要望がありましたけれども、今既に、今後こういう調査を生かしてどういう協議を進めていくかというようなスケジュールがありましたら、教えていただきたいと思っております。まずその1点。

### ○染谷子ども家庭支援センター長

まず、学校を通じての調査というところで、今回非常に、調査項目についても、小学校、中学校、高校と、それぞれ年齢によって大分やはり内容が変わってくる部分がある中で、教育委員会事務局で非常に協力をいただきまして、内容も含めて、かなりご協力いただいたというところと、あと学校の校長先生にもお話をさせていただく中で、子どもたちのためならということで、学校からの配付を引き受けていただけたことで、今回調査を実施できたと考えております。

今後、この調査の結果に基づいて、どういう形で仕組みをつくっていくかということにつきましては、やはりこれまでと同様、子ども未来部のみで検討を進めていくものではないかと思っておりますので、具体的支援策を実際につくっていく中でも、他部署と連携しながら進めていければと考えております。

### ○吉田副委員長

ぜひ、そのように進めていただきたいのと、具体的なこういう仕組みができましたということが、もう少し固まった暁には、またご報告いただきたいと思っております。

それから、相模原市の市議会議員が、なぜ学校現場がそういう調査を避けるかということ、やはり、いろいろな調査は学校に求められるのだけれども、あまりフィードバックがないのだと。やはり、これだけの手間をかけて調査をする以上、きちんとフィードバックがあって、学校現場の教育にも生かせるよ

うなアンケートになれば、それは多分、喜んで、みんな協力すると思うということだったのです。それは本当にそのとおりだと思います。

先ほど、せお委員からもありました。子どもたちにとっては、決してこれがマイナスなイメージではないのです。この間、議員研修の中でも宮崎成悟さんも、全然普通のことだと思っていた、家族なのだから当然だと思っていたということなのです。それを、やはり何か哀れむような対応の仕方は本当に決してすべきではないと思いますが、一方で、不登校の原因として、自分が学校に行っている間に、お母さんが自殺してしまうかもしれない。だから学校に行けないというような、本当は不登校にもなりたくないのだけれども、そういうお子さんの事例も聞いています。ですので、この結果が、やはり教育現場にとっても、そういう子どもたちへの対応に生かせるような形でのフィードバックをぜひ、これも、だから勝手にここの場で決めるのではなくて、いろいろところで協議しながら、これを学校現場にどう生かせるかということは検討していただきたいと思っています。そういう視点がもしあれば、伺いたいと思います。

それからもう一つ、これは四日市市の市議会議員になられた方で、元ヤングケアラーという方がいらして、その方が市議会議員になった、立候補したきっかけが、就職活動をしそびれてしまったそうなのです。大学時代、ケアラーだったので。それで、友達付き合いもなく、そういう情報も全然得られなくて、「何で、4年生になったら、みんな学校に来なくなってしまったな」みたいな感じで、いつの間にか就職の機会を逸してしまって卒業して、仕方がないからという言い方はご本人のジョークだと思いますけれども、市議会議員に立候補したとおっしゃっていました。

ですので、ここは教育委員会ということで、中学生、高校生、大学生まではテリトリーではないのかもしれませんが、そういうヤングケアラーもいらっしゃるということを視野に入れて、相談窓口や、何かそういうケア、もちろん家事支援やレスパイト支援をぜひお願いしたいのですけれども、そういう方たちもいらっしゃるということを片隅にとどめておいていただいて、今後の支援の仕組みの中に入れておいていただければと思いますが、まだ全然、検討の範囲ではないと思いますけれども、もし何かご見解があれば伺いたいと思います。

#### ○染谷子ども家庭支援センター長

まず1点目のフィードバックというところにつきましては、教育委員会とよく話をしながら、このアンケートを生かせるように、それからあと区民の方にもご回答いただきましたので、きちんとそちらをお示ししていければと思います。

もう一点の、いわゆる18歳以上の、若者ケアラーと、今、そのような言い方もされているかと思うのですが、現在、区でコーディネーターを配置している中でも、18歳以上の方からのご相談も受けておりますし、あと、LINEの相談窓口にも、年齢としては18歳以上の方も登録いただいている。それで、今お話しいただいた事例のとおりで、ケアの責任や負担というのがすごく重くなる一方で、ご本人の将来を決めるような重大な選択をしなくてはいけないような状況というのが若者ケアラーの中にあるかと思うので、そういった方たちに向けて、例えばキャリア相談みたいなものなど、何か支援ができるようなことについて、今後、検討してまいりたいと考えております。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時14分休憩

○午後1時15分再開

**○つる委員長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

(4) 東京都からの一時保護受託の実施について

**○つる委員長**

次に、(4)東京都からの一時保護受託の実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○長谷川児童相談所開設準備課長**

私から、東京都からの一時保護受託の実施についてをご説明させていただきます。資料をご覧ください。

1、概要でございます。令和6年10月の（仮称）品川区児童相談所の開設に向け、一時保護所職員の人材育成を図り、開設当初から安定的な運営を行うことを目的に、開設準備期間中において、東京都が一時保護した児童を区が受託するものであります。

2、実施根拠であります。児童福祉法第33条に根拠がございます。

3、受託期間としましては、令和6年5月の上旬から令和6年9月30日までを予定しております。

4、受託人数としましては、通常、定員は学齢5名ずつ、幼児4名、合計14名でございますが、受託期間中は原則として、小学生以上の児童を同時に4名以内と考えてございます。

対象児童としましては、原則として品川区の児童を対象としております。したがって、開設後も引き続き、この児童をお預かりするということを想定してございます。

6、今後の予定です。令和6年4月に東京都と一時保護受託に係る協定書の締結を致します。令和6年5月から9月の間、東京都からの一時保護受託を実施いたしまして、令和6年10月、（仮称）品川区児童相談所を開設する予定でございます。

**○つる委員長**

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

**○安藤委員**

23区中22区で児童相談所ができていくわけなのですが、一時保護の場所については、保護者が子どもを強引に連れ戻しに来るケースなどもあると思うので、必ずしも品川児童相談所で品川区の子どもを一時保護するわけではないとは思いますが、開設後の一時保護における他区との役割分担や連携のルールというのは、もうつくられているのでしょうか。どのような中身になるのか、伺いたいと思います。

**○長谷川児童相談所開設準備課長**

一時保護する場所に関しましては、委員ご紹介のとおり、必ずしも品川区の子どもを品川区で保護するわけではございません。また、区によりましては、一時保護の場所そのものを秘匿にしている例もございます。また、一時保護した子どもの取扱いや、措置する場合のルール等につきましては、東京都がこれまで実施してきた体制を基本的には踏襲する形を取ってございます。また、23区共同体で、会議



体を持ってしまして、その中で、東京都と区児童相談所になった場合のすみ分けのルールをつくっております。したがって、品川区も開設後はそのルールに従い、措置あるいは保護するという状況でございます。

#### ○安藤委員

その会議体の中でいろいろ話しているということだと思っておりますけれども、22区で児童相談所が全て出来上がったときというのは、もう既にそういう一時保護の預かり先のルールというのですか、そういうものというのは出来上がるという感じでよろしいのでしょうか。

#### ○長谷川児童相談所開設準備課長

一時保護のルールおよび児童相談所のルール全般に関しましては、全国ルールというものがございまして、児童相談所間の差がないように定めているものがございます。一義的にはそのルールに従いまして、その後、保護した子どもの措置先や保護する場所等につきましては、先行で開設している区が東京都と協議して決定した内容に従い、品川区も保護するといった方針でございます。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(5) 品川区内保育園等あり方基本方針素案について

#### ○つる委員長

次に、(5)品川区内保育園等あり方基本方針素案についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○今井保育教育運営担当課長

私から、品川区内保育園等あり方基本方針素案について、ご説明いたします。資料は、A4の右肩に「文教委員会資料」と記載のもの、それから別紙1、A3の素案【概要版】、それから別紙2ということで素案、本編を用意しておりますので、全部で3種類、配付させていただいているところでございます。

まず、A4資料をご覧ください。

1、趣旨の部分でございます。昨今の社会情勢の変化や区内保育施設を取り巻く環境の変化を踏まえまして、区立保育園の役割を明確化するとともに、区内の保育需要やその動向を踏まえた上で、今後の品川区が目指す保育、その際の区立保育園や私立保育園等のあり方を示す必要があることから、本方針を策定するものでございます。

2番、スケジュール（策定経緯および今後の予定）でございます。令和5年6月に、第1回区内保育園等あり方検討委員会を開催いたしました。その内容等々を踏まえまして、令和5年8月の文教委員会にて経過を報告しております。その後、10月と11月に、第2回、第3回の検討委員会を開催いたしまして、このたび素案が取りまとめられましたので、文教委員会にて報告させていただくものでございます。今後の予定ということで、12月からパブリックコメントを実施いたしまして、その意見を反映したものを、2月に開催予定の第4回区内保育園等あり方検討委員会で確認し、再度、文教委員会にて報告させていただくといったスケジュールを予定しております。その後、令和6年4月に基本方針を公表していくという予定であります。

3、計画素案についての資料でございますけれども、先ほどお話したとおり、別紙1で概要版、別

紙2で素案の本編を資料としてお付けしております。

4番、パブリックコメントの実施でございます。

(1) 実施期間については、令和5年12月11日〔同日後刻に「12日」と答弁訂正あり〕から令和6年1月10日までの31日間を予定してございます。

(2) 公表方法については、ア、周知方法として、広報しながわ12月11日号および区ホームページに掲載し、イ、閲覧方法といたしまして、保育課窓口、区政資料コーナー、区ホームページ、地域センターなどを予定しております。また、区立保育園の利用者向けに園内に案内を掲示していく予定でございます。

(3) 意見募集方法につきましては、郵送、FAX、保育課窓口への持参、区ホームページの応募フォームとする予定です。

続きまして、基本方針の内容についてのご説明をさせていただきます。恐れ入りますけれども、A3の概要版の資料を基に、本編での対応ページも示しながらご説明させていただきます。A3の概要版をご覧くださいと思います。

まず、序章、本方針の目的でございます。本編では1ページからの部分でございます。

品川区では、待機児童対策や地域需要等を考慮いたしまして、私立保育園の新規開設のほか、区立保育園の改築および民営化計画を進めてきたところでございます。しかしながら、未就学児の人口や国の保育施策の動向の変化等、社会情勢が大きく変化しているというところで、これらの状況に対応するため、一番下の段落の部分でございますけれども、区内保育園のあり方を整理したうえで、区立保育園の建替えを契機とする統合、その際の私立保育園との連携等の方向性を示す。このことにより、今後の品川区における保育の充実を図り、その際の区立保育園のあり方と実現性を高めることを目指すものでございます。

続きまして、第1章、区内保育園の現状です。本編では8ページをご覧ください。8ページにお示している表の一番上の部分でございます。区立保育園は、区内全て、全部で43園ございまして、令和5年4月1日現在における定員数は4,300人となっております。中段の表、在籍数については3,852人となっております。一番下の表、448人分の定員余剰があるということです。地区別、年齢別に見ますと、全ての地区・年齢で定員に余剰がある状況となっております。

一方、本編16ページをご覧ください。私立保育園でございます。私立保育園については103園ございまして、令和5年4月1日現在における定員数は、表の一番上、7,722人、表の中段、在籍数については、6,737人となっております。一番下の表、985人分の定員余剰がある状況となっております。地区別、年齢別に見ても、ほとんどの地区・年齢で定員に余剰がある状況となっているといったところでございます。

続きまして、第2章、本編では22ページからをご覧ください。区内保育園に関する今後の見通しでございます。

第二期品川区子ども・子育て支援事業計画中間年度見直し改定版におけるニーズ調査では、令和4年度から令和6年度における教育・保育認定の2号認定の量の見込み（ニーズ量）は減少傾向にあります。また、2号認定および3号認定ともに、確保方策には余力分が発生しております。

一方で、品川区の人口のピークは令和23年の42万9,304人ございまして、0歳から4歳については減少しておりますけれども、5歳から9歳については増加ということで、年少人口としては増加する見込みがあるというところでございます。

以上におきまして、保育施設数の見直しの段階として捉えまして、方向性の検討を進めるという一方で、人口動向は注視する必要があるということとともに、今後も需要の維持・増加が見込まれる不定期的な保育ニーズや、配慮が必要な子どもへの対応などについては支援の検討が必要となるとの見通しを立てているところでございます。

これらを踏まえまして、本編の24ページをご覧ください。第3章、区立保育園に関する課題を整理いたしました。

まず1番、今後の人口減少や保育需要の変化を踏まえた定員の見直しでございます。また2番、見直しで生じた施設の必要面積などの余裕分につきましては、保育需要が増減した場合のバッファとしての役割として確保しています。次に3番、バッファがあることで、今後、用途変更など柔軟な運用を想定した建物に融通性や可変性を持たせていくこと。また4番、レスパイトやリフレッシュを含めた、地域での子育て支援への対応。5番、公立園の強みを生かした医療的ケア児等への対応。また同様に6番、就学後の課題のある子どもたちへの対応が求められるといったところでございます。

こういった課題の解決に向けて、本編の25ページ、第4章、区立保育園のあり方で2つの方向性を示させていただいているところでございます。

まず、方向性の1点目につきましては、区立保育園の事業展開ということで、つまり保育の質的向上を狙いとした、保育園の機能強化という部分でございます。区立保育園の統括機能や在宅子育て支援機能を担う統括園を、本編3ページに記載の教育・保育提供区域6地区に1園ずつ整備いたします。

行ったり来たりで申し訳ございませんけれども、またページを戻っていただきまして、区内保育施設をサポートするサポーター園につきまして、本編の25ページにお示ししておりますとおり、13地区に1園ずつ整備していくといったことを目指していくものでございます。

概要版の絵の下の部分、統括園とサポーター園の機能例でございます。統括園には、人材育成や応援体制の管理といった区立園の統括機能、また在宅子育て世帯の定期的な預かりといった子育て支援機能を付与します。また、サポーター園には、地区内の保育施設への訪問や、保育実技研修の実施を通して、私立を含めた区内保育施設全体の質的向上の中核を担っていただくといったところを目指すものでございます。

次に、方向性の2点目でございます。区立保育園の再整備方針です。その具体的な内容は、以下の2点になります。

まず、1点目でございます。区立保育園の統合を含めた再整備です。第4章の1番区立保育園の事業展開でお示したように、品川区内の保育施設の全体の機能強化と併せまして、各地区の保育需要、築年数を考慮した、区立保育園の統合などの再整備を検討していくというものでございます。使用しなくなった施設を代替施設（仮園舎）として活用いたしまして、施設更新を順次進め、保育環境という視点から、保育の質の向上に努めるものでございます。

また、2番、今後の区立保育園の民営化でございます。施設更新した区立保育園の一部を民営化候補園とするとともに、当初5年間は公設民営保育園として運営し、その間の運営状況等を効果検証のうえ、設置者を運営事業者へ変更するものでございます。効果検証の内容につきましては、運営内容や第三者評価、利用者意見等の項目を審査し、総合的に判断することといたします。

以上の取組を総合的に進めていくことで、区内全体の保育の充実を図ってまいります。

## 〇つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○安藤委員

まず、少し細かい点ですが、今回、素案なのですけれども、「素案」が「案」になって「方針」になると思うのですけれども、「案」になるタイミングというのは、パブリックコメントがこれからありますよね。それで、検討委員会の時点で「案」が出るということだと思えるのですけれども、その「案」が「方針」になるというのはいつなのでしょう。それぞれ教えていただきたいというのが1つ。

それと、「保育需要増減時のバッファとしての役割」と書いてあるのですけれども、バッファというのは、緩衝、ゆとりという意味を含むと思うのですけれども、結局のところ、どういう意味なのでしょう。区立保育園をバッファの役割にするというのはどういう意味なのか。日本語に置き換えていいので、教えていただきたいと思えます。

それと、統合により減らすと思うのです。結局どれぐらい減らす、何園減らすと想定しているのか、伺いたいと思えます。

#### ○今井保育教育運営担当課長

3点のご質問を頂きました。

まず、今後の「案」になるまでの経緯というところでございますけれども、A4の資料にお示しさせていただいているとおり、今後、パブリックコメントを12月11日〔同日後刻に「12日」と答弁訂正あり〕から実施させていただきます。それらの内容を踏まえまして、再度、区内保育園等のあり方検討委員会を開催いたしまして、この中で区の方針として固めていくといった流れになっておりますので、この中で、案として最終的には取りまとめていくというところでございます。

質問の2点目のバッファの意味といったところでございますけれども、例えば私立保育園などで、事業者の方針等によって、急に閉園があったり、あとは定員を減らしていくといった流れが、今後想定されていくところでございます。そういった場合に、一定、失われた保育の受入れ枠の部分をどこで確保するのかといったところで、区立園が余裕を持っておくことで、そういった急な保育需要の必要性に対して対応していくことができる。そういった意味で、バッファという言葉を使わせていただいております。

今後、統合をどの程度進めていくのかといったご質問でございますけれども、まだ具体的に何園というところの検討、結論までは至っておりません。これからの保育需要の変化を鑑みながら、当然、各地区によっても、あと年齢によっても、保育の空き状況といったものは変わってまいりますので、そういったものを総合的に勘案しながら、どの地区で、どの園をというところでの具体的な検討を今後進めさせていただくという予定でございます。

#### ○安藤委員

それでは、「素案」が「案」になる。それで、「案」が「方針」になるときは4月だと思うのです。方針発表がここです。でも、「素案」が「案」になるというのはいつの段階なのかというのは分からなかったのですけれども、あり方検討委員会には、「案」というものを出す。そこで、それが検討委員会からいろいろな意見をもらう。文教委員会にも報告して意見をもらう。その後、その「案」を「方針」にするのか。その辺がちょっと。といいますのは、何というのでしょうか、きちんと、こういう段階段階の検討委員会や文教委員会の意見を聞いてもらって、「方針」というものをつくってもらわないと困るという意味で聞いているのです。もう一回、その辺をはっきりお答えいただければというのが1つ。

あと、バッファという意味では、そういう意味のバッファなのかということ、何となくは理解できたのですが、となると、今回の公立保育園を減らすというのは、バッファとしての役割をむしろ狭めることになるのではないですか。何で減らしてしまうのですか。今のご説明だったら、むしろ減らすというふうにはならないと思うのです。その辺を伺いたいのが2点目。

まず、その2つをお伺いします。

#### ○今井保育教育運営担当課長

「案」に向けてどのように方針を決めていくのかといったところでございます。委員からお話がありましたとおり、当然、今後パブリックコメントを実施いたしまして、そこで出た意見を反映させて、本日、委員会で報告させていただいて、各委員の皆さんからいただいた意見等も反映させていただいてということで、最終的には令和6年4月に基本方針を公表するまでは「案」の状態、その確定に向けて今後、作業を進めていくといったものになります。

公立園を減らすことが、バッファの確保とは逆行するのではないかというようなお話ですが、公立園を減らすということですが、先ほどもお話を差し上げたとおり、全体の地域需要、バランス等を見ながら、バッファとして確保していく分、あとは統合して行って、園の数としては減っていく分というところを総合的に判断させていただいて、必要な機能は持ちつつ統合を進めていくという考えでございますので、それぞれ逆行するものではないと認識しているところでございます。

大変、失礼いたしました。1点、資料の訂正をさせていただければと思いますけれども、A4の資料の4番パブリックコメントの実施のところでございますけれども、こちら、広報紙の掲載が12月11日号ということになっておりまして、パブリックコメントの実施期間は、要綱上、広報紙への掲載の翌日から起算することになっておりますので、こちらは12月12日からということで訂正させていただければと思います。大変失礼いたしました。

#### ○安藤委員

ごめんなさい。今の訂正ですが、お尻も延びるということによろしいのかということ。30日ではなくてしまうのですけれどもというのをご質問したい。

それと、少し細かいことで申し訳ないのですが、現在、「素案」ではないですか。「素案」をパブリックコメントにかけて、それが「案」となって、次回の2月の検討委員会にかかるのかということを知りたいので、しつこいのですが教えてください。

それと、あと、私はこれは統合するべきではないと思います。といいますのは、待機児解消に向けて、これまでは数を増やすのに全力を傾けてきた。それで、度々、議会でも、保育の質の向上、これからは質だという話も出ていました。それで、共産党はまだ、質もそうだし数もということで言っていたのですが、これまで果たせなかった課題というのは、やはりたくさんあるのです。隠れ待機児を考慮に入れた、本当の意味での待機児解消もまだ実現していないですし、あと、年度途中での入園はほとんど不可能な状況です。そういった環境整備というの、まだ道半ばというか、目指しているのかどうかも定かではない。あと、75年間変わらない保育士配置基準の中で、放置されてきた保育環境のいろいろな意味での改善もそうですし、あと、在宅で子育てする家庭も含めた支援。保育園というの、やはりこれからの保育園のあり方というのは、そういった方々の相談にも乗れるような、地域の子育て拠点としての役割としても、ますますその地域にとって重要だと。私は、公立保育園というのは、そういう役割もあると思うのです。そういったことを考えますと、保育園の統合の必要性は、私はないと思うのです。区立園の統合がなぜ必要なのか、改めて伺います。

そして、これは聞いてもしようがないかもしれないですけども、保育園を統合するという方針が出されているわけですけども、保育園を統合して保育の充実というのは、かなり無理があるというか、矛盾しているのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○今井保育教育運営担当課長

全部で4点、ご質問を頂きました。

まず、パブリックコメントの終期を延ばすのかどうかといったところで、1月10日までの30日間ということでさせていただければと思います。

いつまでが素案なのかというところがございますけれども、基本的には、確定して公表するまでは「案」の段階ということで捉えておりまして、たたき台として今回、「素案」ということで示させていただきまして、パブリックコメントや委員会報告、あるいはその他の意見聴取などの手続を踏まえて、最終的には確定版にまとめていくといった流れで想定しているものでございます。

3点目と4点目のご質問については、関連するものといえますか、お答えが重複すると思いますので、まとめてお答えさせていただきますけれども、委員から挙げていただきましたとおり、今現在、品川区もそうですけれども、全国的に保育のニーズの多様化が進んでおりまして、在宅の子育て支援といったところへの対応も求められているところでございます。一方で区内の保育施設については、半数以上が築50年を経過しておりまして、そういった設備面の対応というものも同時に求められていくと。人的資源についても、限られた状況の中で効率的に運営していくということが求められるといったところがございます。そういったところを踏まえまして、今後の全国的な人口減少や、地域需要の変化といったところを総合的に解決していくためには、保育園の運用を効率化していくといったところが求められるといったところで、今お示しさせていただいたとおり、区立保育園の事業展開を経て、機能強化した園、施設更新が行われた、機能の強化された園で地域需要に対応していくといったところで、効率的に人的・設備的な資源を運用していくといったところが求められていくといったところで、今回の統合の案を示させていただいているところでございますので、こういった形で、保育の内容として充実させた園で、地域全体の需要を受け止めていくといったところで、保育の充実と、今回の統合の方針というのは矛盾しないものであると考えているところでございます。

#### ○つる委員長

1点だけ、言葉の確認で、先ほど安藤委員が言っていたのは、発言以外のところで言っていましたけれども、行政等の示されるものの、いわゆる案でしょうか、素案という正確性の中で、今回の品川区内保育園等あり方基本方針素案がございまして、それで、安藤委員が先ほど来確認をしようとしているところは、「素案」という言葉から「案」になって、そして「案」が、令和6年2月のスケジュールの中であるところの部分を経て、令和6年4月に「基本方針」となっていくのですが、最初の質問であったのも、「素案」が「案」になるタイミング、それから「案」が「基本方針」になるタイミングはいつなのかという質問があった中で、今伺う中では、「素案」がずっと続いていて、「素案」のまま、令和6年2月の検討委員会、それから文教委員会を経ての4月というご答弁だったかと思うのですが、言葉上で「素案」から「案」になるというフェーズ、段階があるかと思うのですが、そういうものはなく、今回は「素案」のままずっといくというやり取りでよかったかという、その確認だけお願いします。

#### ○今井保育教育運営担当課長

大変失礼いたしました。

パブリックコメントを12月に実施させていただきまして、その意見を反映させていただくまでを

「素案」とさせていただきます、これを反映したものを、今後また再度、あり方検討委員会に諮らせていただきます、最終的には文教委員会にも再度報告させていただくと。このタイミングにあっては「案」の状態でございます。最終的に、「基本方針」として確定させたものを公表させていくということで、こういったスケジュールで考えているところでございます。

#### ○つる委員長

安藤委員、それでよろしいですか。

#### ○安藤委員

委員長、ありがとうございます。それでいいです。

そういうことだと分かりました。そこは分かりました。

なので、私としては頂けない、内容的には大いに異論のある素案なものですから、「案」を「方針」にする上で、やはり、ぜひ多くの区民の方、そして議会などの意見も聞きながら決めていく必要があると思うので、しつこくやってしまいました。

それで、先ほどの課長のご答弁では、やはり、公立保育園の数を減らすという結論には、理由にはならない、必然性にはならないと私は思います。なぜならば、保育園の数をしっかり確保していれば、先ほど言ったような様々な、まだ未解決の、数の面での課題をクリアできるし、多くの施設を有していれば、子育て支援の拠点のある園が、身近な地域にあるということも大事ですし、それと保育環境の様々な改善にもつなげることもできるわけです。園を維持したまま、例えば定員を思い切って減らす、ゆとりある保育環境をつくるなど、できるわけではないですか。だから、私は先ほどの説明では、到底、区立園をこの段階で統合していくというような正当性はないと思わざるを得ないと思います。

その上で、資料に基づいて質問しますと、右下の再整備方針の今後の区立保育園民営化ということでございますけれども、民営化していくというのは、今、5園程度ということでやっていたけれども、さらに、2つ目で言うと、まず1番目の統合を含めた再整備というところで保育園を減らしてしまう。なおかつ、残った保育園も、2番目で、施設更新した区立保育園も一部を民営化するというふうに見えるのです。2段階構えになっていて、どんどん区立園を減らしていくというふうに見えるのですけれども、そういった理解というか、まず1段落目のタイミングで、区立園を統合して減らす。その上でさらに、2段階目の民営化というのをかけていくという理解でよろしいのか。そして、新たな区立保育園の民営化園というのは何園を考えているのか、伺いたいと思います。お願いします。

#### ○今井保育教育運営担当課長

3点、質問をいただいたかと思えます。

まず、議会や区民の声を今後聞いていく取組ということでございまして、こちらも再度の答弁になってしまいますけれども、本日、委員会の中で報告させていただいて、各委員からいただいた意見や、今後、パブリックコメントの中でいただく意見といったものを、方針の中にきちんと反映させたもので、最終的には公表していきたいと考えているところでございます。

保育園の数を減らしていく理由にはならないのではないかとというようなところでございますけれども、先ほど、子ども・子育て支援事業計画の中間見直しのニーズ調査の中でご説明を差し上げましたけれども、保育ニーズがどんどん減っていったという現状がございます。また、区立保育施設の定員に対しても余剰が発生してきているといったところで、ピーク時に比べて、どんどん空きが発生しているといった現状がございますので、こういった現状を踏まえまして、今後、限りある資源の中で、区立の保育園をどのように運営していくのが、最も今後の区内の保育の質の向上につながるのかといった方向性

を検討させていただいた上で、今回の方針を定めさせていただくものでございます。

3点目が、民営化の進め方についてのご質問でございまして、委員のご認識のとおりでございます。統合と民営化というのは、関わって進めていくものではございますけれども、それぞれで統合する園についての検討、それから改築が終わった園については、民営化の候補園として、今後の民営化の対象としていくといったところで、別々の考え方で進めていくものでございます。

今後、何園を検討しているのかという部分につきましては、今後、改築計画をどのスケジュール感で、どのように進めていくかというところについても、保育需要等を鑑みながら、具体的に検討していくという段階でございますので、現状で何園と決めているわけではございません。現状で決まっているのは、民営化ガイドラインに定める令和7年度の大井保育園までの5園までというところでございます。

#### ○安藤委員

先ほど、どれぐらい保育園を減らすのですかという話をしたら、まだそれは結論まで至っていませんということでしたけれども、今回、来年の4月に基本方針を公表するというスケジュールですけれども、その後、具体的にいつ頃に、ここを統合するというような方針というのは発表するお考えなのか、伺いたいというのが1つ。

最後、パブリックコメント関係なのですけれども、パブリックコメントの意見というのは、何と申しますか、子育てするなら品川区でと、全国にもとどろいた子育て施策を支えてきたのが、これまでの区立保育園なわけです。西本議員もよく議会で褒めておりますけれども、それを今回統廃合して、あり方を大きく変えるという重大な内容を含んでいますので、可能な限り、多くの方の意見を聞くというのは、最低限、やはりやらなくてはいけないのではないかと思います。ということで、パブリックコメントの意見は何件ぐらいを目標にされているのでしょうか。この時点で伺いたいと思います。

また、様々な形で働いております、保育士、職員の方々への影響も相当あるわけですから、こうした方々の意見をどう集約するつもりなのか、そのお考えをお聞かせいただきたいというのが2点目。

そして、いつも要望していることなのですが、より多くの意見を出してもらうためには、区が自ら計画を説明する努力が必要不可欠だということで、区報やホームページだけでは、やはり案の内容が伝わらないし、区の思いも伝わらないと思います。説明会の開催は、やはり絶対必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

以上、パブリックコメント関係については3点、その前の質問も含めて4点、お願いします。

#### ○今井保育教育運営担当課長

4点、ご質問いただいたところでございます。

まず1点目、ここを統合していくといった計画をいつまでに立てるのかといったご質問でございますけれども、先ほど来の繰り返しにはなってしまうのですけれども、今後の保育需要の変化、定員の空き状況の変化といったところを捉えまして、なるべく早期に計画を立てていきたいというところで、具体的にいつまでというところではないのですけれども、できるだけ早期に改築の計画を今後進めていきたいと。それに合わせて統合を進めていくといったところで計画を立てていく予定でございます。

2点目が、パブリックコメントの意見をできる限り多くの方からいただきたいということで、具体的に何件を目標にしているのかというところでございますけれども、区の思いとしても、なるべく可能な限り多くの区民の方から意見をいただきたいとは考えているところでございますけれども、具体的に何件を目標というところを定めているわけではなくて、なるべく多くの区民の方の目に留まるように、いろいろな媒体を通じてパブリックコメントを発信していきたいと考えているところでございまして、ち



なみにA4の資料にも記載させていただいてございますけれども、4番パブリックコメントの実施の(2)公表方法、イ閲覧方法の部分に記載の場所で閲覧していただくようにしているとともに、今回は区立保育園のあり方の基本方針ということで、区立保育園の利用者向けに園内に案内を掲示していくといったところも考えているところでございます。

3点目が、保育士の意見の反映ということでございまして、当然、こういったあり方の方針を定めるに当たっては、区立の保育園長等にもご意見やご見解を伺うような場を設けさせていただいておりますので、検討の内容と一緒に考えていただいているといったものでございますので、この方針の中には現場の意見も反映されたものになっているというところでございます。

最後、説明会の実施についてということでございますけれども、今回お示ししたとおり、概要版も用意させていただきまして、なるべく分かりやすく、内容が伝わるように対応しているところでございますので、現状で説明会を実施する予定はございません。

### 〇つる委員長

ほかにございますか。

### 〇石田(し)委員

まず、昨年、出生数が80万人を切って、今年も70万人前半になるのではないかとされている中で、見立てとして、今後一定数、減少するののかという見立てもある一方で、今年に入ってから急に、異次元の子育て支援だ、少子化対策だと政府が言ってきて、私も期待したのだけれども、蓋を開けてみたら何もないから、そのまま人口減少になってしまうのかと思いながらも、品川区も様々、子育て支援なりを充実させて、その世代に対して支援している中で、改めて、ここにも少し、全体の人口の増減や減少人口などの数字も出ていますけれども、改めて、区として今どのような認識で保育園の整備を進めていこうと思っているのか、改めてお考えをお伺いしたいのが、まず1点。

もう一点が、これまでの保育園というのは、いわゆる女性の社会進出に伴って、働く方たちの子どもを預かる場所というのが大きな役割だったのかと。それが、少しずつ今、時代も変わり、少しずつ、保育園の預け方についても、ある程度、変わってきたのかと。それはもちろん、区が頑張って待機児童対策を取って、充実してきたから、次のステップに行けたのかと思うのですけれども、そこで、今まで保育園の運営で維持されていたのは、私は、在宅で子育てをされている方たちがいてこそ、今の保育園のいわゆる施策だと思っているのです。なぜかというと、半分ぐらいが在宅で子育てされています。それで、私はずっと言っているのだけれども、在宅子育て世帯に対する恩恵というか、全然ないのです。要は、働いている方たちに保育園が必要だし、保育園をたくさん、待機児童でつくっています。それはもう評価もしますけれども、一方で、在宅で子育てされている方たちへの支援というのが非常に薄くて、その方たちに恩恵がないので、私は、そこはやはり改めて対策を取っていただきたい。もちろん、幾つか、オアシスルームももちろんそうですけれども、対策を取っていただいているのは分かっているのですけれども、さらにその充実というのは必要だと思っていて、その辺はどこまで対応していこうとしているのか。いわゆる多様な保育のあり方に関係するのだと思うのだけれども、在宅子育ての方たちへの支援について、改めてお考えを教えてください。

最後、3つ目なのですが、いろいろと書かれていて、私は保育園というのは、もちろんお子さんたちがいての保育園なのだけれども、その保育園で働く保育士たちがいなければ保育園は成り立たないわけで、私がこれを見た限り、保育士に対する支援というのが限りなく少ないのではないかと。それで、いろいろ言われている中で、保育士の処遇改善というのは、もうずっと、この間、言われてきて、なかなか

か量をまず確保しなくてはいけなかったというのがあった中で、次のステップとして、私は次に質を求める中では、その質の中の大きなウエイトを占めているのが、やはり保育士の処遇改善だと思うのです。ここが、今回のこの部分に関して、あまり見受けられなくて、私は非常に残念だと思っています。なので、26ページに、「区立保育園職員の資質向上・連携強化」などというものが書いてあるのだけれども、そのほか、私が見ている限り、あまり見当たらず、やはり保育士の処遇改善というのは、保育園を維持していく、保育施策を維持していくためにとても重要なことだと思うのですが、その点の考え方を教えてください。

以上3つ、お願いします。

#### ○今井保育教育運営担当課長

3点、ご質問をいただきました。

まず、今後の出生数や人口推移の見立てといった部分でございます。確かに委員ご指摘のとおり、未就学児童の人口については、令和5年度までで事実、減少しているといったところがある一方で、品川区の人口のピークとしては、令和23年ということで予想されているものでございまして、その中で、やはり5歳から9歳の年少人口の部分に含まれる部分というのは増加の見込みということにもなっております。また、ご指摘のとおり、国の施策の動向によっては、今後、そういった状況にも再度変化が生じてくるといったところが十分考えられますので、区としてもこういった人口動向については十分注視した上で、当然、地区のバランス等々もございますので、そういったところを総合的に勘案しながら、こういった基本方針というのは進めていきたいと考えているところでございます。

2点目の在宅子育て世帯への恩恵といった部分でございます。こちらについては保育支援課長から答えさせていただきます。

それで、保育士に対する支援、処遇改善の部分でございます。こちらもご指摘のとおりでございます。高い保育の質を提供するためには、やはり十分なスキルを持った保育士に働き続けていただく、残っていただくといったところが求められることというのは、区としても十分認識しているところでございます。お金の部分については、区立保育園の保育士に対してお給料をというところでは、なかなか検討が難しい部分がございますけれども、そのほかの部分で、例えば保育士同士で顔を合わせる機会があって、ご自身の悩みを相談できる場所をつくってあげたり、あとは、職場でなるべく上司の方と悩みについて気軽に相談できる関係といった関係性づくりの部分で、区として何か対策が取れるかどうかといったところについては今後も検討させていただいて、なるべく質の高い保育を、スキルのある保育士に残っていただいで提供していただけるような体制づくりについては、今後、検討させていただきたいと考えています。

#### ○石井保育支援課長

先ほど保育園というものが、女性の社会進出のためのいわゆる両立支援策から、多様な預かりの方向へシフトチェンジしているというふうなご指摘がございました。例えば在宅支援ということですが、今年度、国のモデル事業を使って、未就園児の定期預かり事業を実施してございます。7月に1件、まさに保健センターが関わっているケースの預かりをしているのですが、やはりその方が、なかなか自分では相談に行けなかった、保健センターの保健師と相談することで、保育園に通って、今も通っているのですけれども、そこで保育士に様々な悩みを相談することによって、すごく子育てが楽になったと。まだ、実は本当はそれ以外にも家のことなど、いろいろな悩みを抱えていて、今後もっといろいろやっていきたいのだけれども、どうしたらいいかということで、今その方は、2歳のお子さんな

のですけれども、その後の行き先といったことも、保育士が丁寧に親身に相談に乗っているということもございまして、例えば委員がおっしゃるとおり、これからは保育園も、いわゆる働いている人だけではなくて、そうではない人に対しても、きちんとした地域資源として効果が持てるのではないかと考えてございます。

#### ○石田（し）委員

ぜひ、その観点で進めていただきたいと思うし、いわゆる区立保育園の場合は、保育士にも一定の処遇というのはされているのかもしれませんが、私立のほうです。いわゆる区立でないところが、やはりなかなか厳しいというのは、聞いていて普通に思うので、もちろん給料に対しては、なかなか難しいのかもしれないけれども、これまでもやっていただいたように、例えば家賃補助だったり、そういった側面で支援をしていただいて、離職をまず防ぐ。さらには働く環境というのを、さらに整え、充実してもらうというのが、私はやはり、これは結構、根本的な保育の方針というかに、とても重要になると思っていますのです。もちろん外的要素というのはいっぱいあって、それはもちろん、その時々で本当にいつも考えていただいているのは十分分かっているのですけれども、やはりそこは改めて強く要望していきたいと思うし、できたら今後、区の方針の中にも、そういった部分も、できたら反映していただいて、区は本気で保育園を考えているという、本気度を見せていただく意味では、私は処遇改善というのは、やはり一定、文字でしっかり示していただくのが、今働いている人たち、また、これから保育士を目指す、目指していこうと思っていただける方たちへの希望にもつながっていくのかと思うので、ぜひそこは強く要望して、これはもう要望でとどめますけれども、よろしく願いいたします。

#### ○つる委員長

ほかにございますか。

#### ○高橋（し）委員

1つだけですが、医療的ケアのお子さんの対応というのは大変すばらしいと思うので、検討も入れていただきたいのですけれども、配慮が必要なお子さんたちの対応が、今後検討していく中で出てくると思うのですけれども、保育園ごとにはいらっしゃる配慮の必要なお子さんに対する対応は、現在も加配や、そういうものであれだと思えるのですけれども、関西の自治体だと、1週間や2週間に一遍、そういう子たちが集まる保育園だったり幼稚園が、お母さんと一緒に行って、そういう子たちが集まって、専門的な特別支援的な知識を持った保育士や幼稚園教諭の方で、そこに集まって、そこで指導・支援を受けて、また自分のところに戻ってくるというのがあるので、これで幾つか保育園が、役割が変わっていくとすると、そういったことも踏まえて、何か教育委員会の特別支援教室の巡回の逆ですけれども、子どもたちが週に1回、2週間に1遍、みんな集めるようなものを想定するのも制度設計に入れていただくと、その日だけは少し遠い保育園に行かなくてはいけなくなってしまうけれども、でも、そこで専門的な指導を受けられるというのでいいのかと思って、本当に非常に巡回保育などもしていただいて、就学前の支援をしていただいているので、そういうのを踏まえてまたやっていただけるといえると思うのですけれども、その点についてだけお願いします。

#### ○今井保育教育運営担当課長

特別な支援が必要なお子さんに対する配慮といった質問でございます。

現状で、例えば品川児童学園と連携した保育所等の訪問支援等を実施しているところでございますけれども、今後もやはり区立保育園として、医療的ケアもそうですし、特別支援といったような個性をお持ちのお子さんを受け入れていくという姿勢が求められるといったところは課題認識として持っており

ますので、こういった部分について、こういった具体的な施策が取れるのかといったところは、引き続き検討させていただきたいと考えております。

#### ○高橋（し）委員

なかなか、新たにそういった施設を造って、そこに行くというのは難しいので、このように一定、施設に別の機能を持たせるといえるときには、そういうことが行われるチャンスだと思うので、ぜひよろしくをお願いします。要望で。

#### ○せお委員

私からも1点。今、高橋しんじ委員の質問とも少しかぶるところがあるのですが、区立保育園は、私は以前から申しておりますけれども、私立は保育園も幼稚園もそうですけれども、ある程度、その園の教育方針なり、最近、保育園も幼児教育に特化したみたいなどころもあったりするので、ある程度、園の方針もあったりするので、やはり区立が、望む方、誰もが通えるような園にさせていただかないといけないというのは、もちろん前提としてあるのですが、区立保育園に関する課題のところの6番で、「就学後の課題のある子どもたちへの対応」というのがあって、今、私の周りで感じているのが、担当課長などともお話ししておりますけれども、こちらにも、就学した後の対応が課題となってきているというところで、就学後に初めて、支援が必要だと学校側で分かって、結構、パンクしてしまっているという状況をよく聞くのです。なので、就学前のところ、ぜひ保護者の方々と関わっていただいて、何か本当、いろいろなところと連携した支援が必要なのではないかとは思っているのです。

なので、今、就学後に対しての就学前で行っている支援というのはどういうものがあるのかと、あと、今後そういったところを何か新たに考えるというか、支援としてやっていく、取り組んでいくものがあれば、教えていただきたい。

#### ○立木保育課長

特別支援の関係でございますと、今現在も、特に就学に向けての年長児に関しましては、ほかの支援が必要でないお子様と一緒に、例えば保幼小連携、学校とも連携を取って、学校にお邪魔させてもらったりはしているのですが、それ以外にも、就学に向けて保護者の方へ、やはりお子様の認識を持ってもらうというのが一番大事なのかというところがありますので、これは日々、保育を通して、保護者の方にいろいろな角度からアプローチをさせていただいているというところが1つございます。

あと、今後のことにつきましては、就学に向けてという意味では、やはり一度、例えば教室を見ただくというようなことも、1つ有効な手段なのかというところも考えているところがありまして、これはまた教育委員会とも連携を取らないといけないと思うのですが、実際、では就学後にどういった形で学校に通えるのかというのは、やはり見ると聞くとは大分違うのかというところがありますので、そういったところも何か今後、連携を取れたらいいというところで、今考えているところがございます。

#### ○せお委員

なかなか保護者にとって、何というのですか、気づいていないというよりは、自分のお子さんには支援が必要がないと、別に悪気なく思っていて、その後、就学してというところで、早めに支援があれば発達の成長なども早くなるのかというのは、すごく日々感じているところなので、先ほども巡回相談などもありますし、そういったところの支援も活用しながら、なかなか園からお伝えするのは難しいとは思っておりますけれども、ぜひ積極的に、保護者も園に関われるような体制というのは整えてほしいというのを要望して終わります。

### ○高橋（伸）委員

これは、基本方針素案というものが示されて、本当にこれから保育の充実を図るという意味でも実現性を高めていただきたいと思います。

ハード面のことでお尋ねなのですが、素案の13ページで、施設の併設状況なのですが、代替施設なり、再整備という点においては、独立した園だったらできると思うのですが、それぞれ地区別で見ても、児童センターがそれぞれ都営住宅、それぞれ併設の状況を今お示しされております。それで、これからまた「案」になって示されるわけですが、それからの検討となると思うのですが、具体的に統括園になる園というのは、やはり、先ほど課長からご発言があったように、もう築50年が経過している園がほぼほぼなのか。半園以上は全部、もう結構、老朽化している中で、なおかつ併設の園があるというところで、どういう手法で、これから都に交渉なり、いろいろこれからの検討は先のことなのですが、現時点でどういう方向性、お考えでしていくのかという、方向性だけお聞かせいただければ、お願いします。

### ○今井保育教育運営担当課長

今ご質問のございました、今後の進め方、手法の検討といった部分のご質問でございますけれども、委員ご指摘のとおり、例えば併設の施設等々ですと、その併設されている施設との調整、利用が一定できなくなる部分や、工事で影響を与えてしまう部分といったところが考えられますので、一定、調整に時間がかかってくるといったところもございます。そういった部分の統合のやりやすさといいますか、実現可能性といったところは、当然、検討していかなければいけない部分かと思っております。

併せまして、先ほどのお話の中で地域需要等もございまして、例えば近くにほかの保育園があるかどうか、そういった需要のやりくりができるかどうかといった、もろもろの要素を検討した上で、この園とこの園を統合させていくといった具体的な検討をさせていただきたいと考えているところでございます。

### ○高橋（伸）委員

荏原地区でも、やはり源氏前保育園と旗の台保育園も併設になっていて、源氏前保育園は図書館になったり、あと旗の台のほうは公園のある児童センターになる。当然、これは老朽化していて、恐らく区有施設だと、いろいろ検討も余地はあるのかと思うのですが、あと都営住宅ですよね。その交渉というのは当然これからだと思うのですが、一番、私が思っているのは、都との交渉が結構、大変なのかと思っているのですが、そのことだけご答弁いただければと思います。

### ○今井保育教育運営担当課長

今ご指摘のありましたとおり、併設施設によっては、区以外の管理する施設との併設といった状況がございますので、こういった場合には、より慎重に、長期的な目線から交渉を進めていく必要があると考えております。なので、こういった施設については、当然その調整に時間がかかるといった背景もございまして、後回しにするなどという話ではなく、長期的な目線を持って、改築に向けて準備を進めていくというような姿勢で取り組んでまいりたいと考えております。

### ○高橋（伸）委員

分かりました。ありがとうございました。

### ○つる委員長

ほかにもございますか。

### ○吉田副委員長

いろいろ皆さんのご質疑なども含めて少しずつ理解はできているのですけれども、皆さんのご意見を伺うと、やはり、子どもの数が減っているのは現状だけれども、保育園をどんどん減らしていいとは、皆さんのご意見からは受け止められなくて、保育園の役割も、在宅の方たちも活用する必要があるのではないかというのは、結構前から言われていたかと思っております。

1つ、私がぱっと思いつくのは、やはり、このままほっておくと、もしかすると虐待の方向に行ってしまうかもしれない。だけど、一定時間、子どもと離れる時間を持つことによって、保護者のほうも少し余裕ができて、よい家庭での、いろいろ家族としての営みができるという意味でも、保育園の役割というのは、もう少し広げて考えてもいいのかと思っておりますし、例えば度々発言しているのですけれども、今やはり保育の考え方自体が変化ってきていて、かつては、こういう言い方はどうなのかと思いますがけれども、家庭での保育に欠けるご家庭のお子さんを預かるというようなことでしたけれども、今はやはり子どもたち自体の非認知機能というのは集団の中でこそ育つ。もちろん家庭でのよい家庭環境というのも大事ですけれども、集団の中で、幼いときから一緒に育つことによって、そういう子どもの機能という言い方はどうか分かりませんが、一般的には非認知機能が育まれると考えられるのが一般的なので、保育園の需要というのはどんどん広がっている状況なのではないかと思っております。

そういう中で、私は決して私立保育園の運営というのを、もともと議員になる前はそういう運営にも関わっておりましたので、私立保育園は私立保育園の誇りを持って運営しておりますので、それを否定するものでは全然ないのですけれども、やはりそういう立場で見ても、その自治体がどういう保育の方針を持っているかというのはすごく重要で、やはりそういうことに合わせて、私立保育園もプランなどを立てるのではないかと思います。そういう意味で、やはり区立保育園をだんだん減らしていくという方向はどうか。今後の保育の重要性、それこそ子育て支援だけではなく少子化対策にもつながるような保育園の運営というものはあるのではないかと思うのですが、その点についてはどのようにお考えか伺いたいと思います。

#### ○今井保育教育運営担当課長

大きく今後の公立保育園としてのあり方、役割といったところと、あとは施設数を減らしていくといった考え方の整合の部分のご質問かと捉えております。

現状で、やはり保育ニーズとして減少の見込みがあるといった背景に基づきまして、また、今後、保育ニーズが多様化してまいりまして、在宅子育て支援等の強化も求められていく中では、まずそれを実施するための人的・施設的な余裕がある必要があると考えております。そういったものに向けて、今後、施設や人的資源をより効率的に運用していくといった考え方が必要になってくると、区としては捉えているところでございます。つきましては、今回お示しさせていただいた統合や民営化などを進めながら、公立園としての役割は当然持っていくとともに、民間に委ねられるところは委ねていくというところで、より効率的に運用していく中で、ほかの在宅子育て支援などに対応する余剰を生みつつ、多様化するニーズに対応していくといった考え方を示させていただいているものでございます。

ちなみに、統括園の機能として、在宅子育て世帯の定期的な預かりのようなものも想定しているところでございまして、今、私立園の中でモデル的に実施しているものと併せまして、区立保育園として、ではどのような役割を担えるのか、より配慮の必要なお子さんを預かっていたり、医療的ケアの必要なお子さんを預かっていたり、区立園として何ができるかといったところも検討の俎上に上げさせていただいて、そういった在宅世帯の預かりというものも検討させていただきたいと、現状では考えているところでございます。

## ○吉田副委員長

そういう議論をどんどん深めていっていただきたいと思うのですが、その中でもやはり人的な資源を確保するためには、先ほどもどなたか、ほかの委員から発言があったと思うのですが、やはり保育士の処遇の改善は、いろいろな場面で度々求めていますので、特に私立園の保育士の処遇改善。これも毎年調査をして公表しているのですが、本当に単純に保育に従事している保育士の処遇だけ割り出してみると、本当に低い私立園がたくさんあるのが現状です。私の世代で言うと、保育士というのは女子学生にとっては憧れの職業だったのです。わざわざ保育科のある学校を選んで、私の場合、そのまま黙っていれば上まで、大学まで行ける学校だったのですが、他校を受験するという道を選んで保育士になった方も多数いらっしゃいます。そういう職業なのに、なかなか処遇という面では厳しい。しかも、今もご発言もあるとおり、とても重要な職業、役割なわけですね。だから、その処遇改善ということをぜひ考えていただきたいと思います。

それで、東京都がキャリアアップ補助金を出しているのですが、それをネタにというか、それを基にしていつも質問しているのですが、それがきちんと適切に当事者の手に渡っていないという現状が、やはり計算してみるとあるわけです。だから、その辺をもう少し、区全体の方針として、何かきちんと手元に届くような形の制度というのはできないものなのかなというのをいつも考えております。だから、これは文教委員会の所管のところだけで解決できる問題ではないと思うのですが、保育というものの重要性を鑑みれば、全体でやはりその処遇改善ということは考えていただきたいと思ひますし、強いて言えば、もっと国のほうで公定価格が決められておりますけれども、それで国は勝手に、その8割を人件費に充てろと言っているのですが、その残りの2割で、十分な処遇に充てながら適切な保育ができるような金額ではないわけです。なので、その辺のことも、区としてもぜひ国に対しても求めたい。この辺は、処遇改善となると区だけでは無理なのかという思いがありますので、その辺はぜひ検討していただきたいと思ひます。

もし何か見解をいただければ、お願いいたします。

## ○石井保育支援課長

先ほど委員から、保育士に対して、やはり保育の現場を預かる方々に対して、きちんとそういうことが行き届いているかということ指摘することが大事だというようなお話がございました。令和5年8月なので、国で、子ども・子育て支援制度における継続的な見える化の在り方についてという有識者会議が開かれてございます。現在、保育士の賃金等が改善されているかどうかということに関しては、国も相当程度、問題意識を持っており、例えば東京都がキャリアアップ補助金に対する財務情報公表様式というものを公開させてございますけれども、その仕組みを活用しながら全国的にそういったことができないかというようなことを考えているところでございますので、そういった動向も注視しながら、今後、引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

## ○吉田副委員長

ぜひ、その方向で、まずは公表というのはすごく大事なことだと思ひますので、公表は第一歩かと思ひます。ただ、あの公表は、きちんと計算してみないと、そのままではよく読み取れないようなあれになっているのです。なので、そういうことも含めて、ぜひ品川区では、そういうものがあつたとしても、より分かりやすい公表の仕方というのを検討していただきたいと思ひます。処遇改善が事業者に行ってしまうというケースは、保育士の手当だけではなく、ほかのところでも見られますので、品川区ではぜひそのようなことがないように、保育の場面ではお願ひしたいと思ひます。これは要望にとどめます。

**○つる委員長**

ほかにごございますか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

---

3 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

**○つる委員長**

次に、予定表3のその他を行います。

初めに(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書(案)のとおりでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**○つる委員長**

それでは、この案のとおり申し出ます。

---

(2) 委員長報告について

**○つる委員長**

次に、(2)委員長報告についてでございます。

昨日および本日の議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**○つる委員長**

ありがとうございます。それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

---

(3) その他

**○つる委員長**

次に、(3)その他で何かございますでしょうか。

**○宮尾庶務課長**

それでは私から、お手元に資料はないのですが、口頭で1点ご報告させていただきます。

令和5年度の第2回家庭教育講演会の、今、最終的な準備を進めているところでございます。こちらは来月12月の中旬に約2週間程度、ユーチューブでの配信形式でやるということを想定しております。テーマは、第1回るときと同じ、お茶の水女子大学の准教授でいらっしゃいます平野真理さんをお願いさせていただきます。前は「レジリエンス(心の回復力)」発揮へのヒントの保護者編だったのですが、今度は子ども編という切り口で考えてございます。お時間は大体1時間弱の動画を、今、最終編集をしております。近日中に委員の皆様へ、ユーチューブのアドレスにアクセスができるQRコードの入ったご案内をお配りさせていただくということで、今、準備を進めているところでございます。お時間がありましたら、ぜひご覧いただければと思います。

**○つる委員長**

説明が終わりました。

本件について、特にご確認等はございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]



#### ○つる委員長

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

そのほかに、その他で何かございますでしょうか。

#### ○藤村子ども育成課長

私からは、一本橋児童センターの改築工事完了に伴う運営の再開についてということでご案内申し上げます。

一本橋児童センターが、令和4年の3月から工事に入りまして休止しておりましたが、令和6年4月1日から再オープンする予定になっております。こちらに関しましては、広報誌やホームページ、あとポスター、チラシでまた案内するのと、またアプリやSNSも活用して、利用者の方々、区民の皆様にご案内していく予定になっておりますので、本日お知らせいたしました。

#### ○つる委員長

説明が終わりました。

本件について、特にご確認等はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

そのほかにその他で何かございますでしょうか。

#### ○石井保育支援課長

私からは、目黒区にございます認可保育所のピュアリー目黒南保育園の運営費不正受給についてのご報告でございます。

8月21日の文教委員会にて、目黒区が私立認可保育園のピュアリー目黒南保育園に対して運営費の補助金の返還請求を行ったということで、ご報告させていただきました。その際、品川区のお子さんが1名在籍しておったため、運営費を支給しているということだったのですけれども、このたび目黒区の返還請求の方法等の協議が固まりまして、返還請求を行いました。金額については、8万1,510円になってございます。それで、返還請求いたしましたので、ご報告させていただきます。

#### ○つる委員長

説明が終わりました。

本件について、特にご確認等はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○つる委員長

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

そのほかにその他で何かございますでしょうか。

#### ○高橋（し）委員

1つは、今、課長に答えていただいた8万円幾つの返還で、多額の返還請求をされた、ホームページに8,000万円ぐらい5市区から返還されたという記事が載っていて、その中に品川区はなかったので、聞こうと思っていたら今お伝えいただいたということで結構なのですけれども、もう一つは、11月24日に東京都が体罰の件数を発表したのです。いつも文教委員会で体罰について報告していただくのですけれども、詳細はそのときで全然構わないのですけれども、品川区でも体罰等、東京都教育委員会が認定した、あるいは体罰に至らないまでもというものがあつたのかどうかだけお願いします。

○中谷指導課長

今の体罰のご報告の件なのですけれども、先日、ご指摘いただいたとおり東京都教育委員会からの通知がございまして、これを受けまして品川区としましては、次回の文教委員会で詳細を含めてご報告させていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○つる委員長

よろしいですか。

ほかにその他で何かございますでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後2時32分閉会